第4期
品川区地域福祉計画

このマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリ等で読み取ると、音声で内容を確認できます。

2024（令和6）年4月

Shinagawa City
品川区

第４期品川区地域福祉計画の策定にあたって

近年、社会情勢は急速に変化し、区民が抱える課題は複雑化・多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして、人と人、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑な課題を抱え、生きづらさを感じている人や世帯の増加が懸念されます。

このような状況を踏まえ、令和6年度からの6年間を計画期間とする「第4期品川区地域福祉計画」を策定しました。

区民が抱える複雑化・多様化した課題に対しては、行政だけではなく、区民や地域、関係機関、専門職などさまざまな主体が協働して、横断的な取り組みを進めていくことが必要です。

本計画では、「だれかとどこかでつながる　安心を実感できるまち　しながわ」を目指し、「一人ひとりの個性を認め、はぐくむ」「地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける」「多様な主体とともに地域社会を創る」という、3つの基本方針を掲げています。支援が必要な人や世帯全体を支えるための多角的な視点をもった連携や、地域活動を促進する取り組みの強化など、「区民の幸福（しあわせ）」、ウェルビーイングにつながるさまざまな施策を推進していきます。

本計画を通じて、品川区の地域福祉について関心を持っていただくとともに、身近な地域でのさまざまな活動に参加していただき、『誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川』を、ともにつくりあげていただければ幸いです。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、区民の皆さまや各関係者からの貴重なご意見を多くいただきましたことに心より感謝申し上げます。

令和６年４月

品川区長　森澤　恭子

目　次

第１章　計画策定の考え方 1

1. 計画の基本事項 2
　(1)計画策定の目的 2
　(2)計画の位置付け 3
　(3)計画と SDGs との関係 4
　(4)計画期間 5
　(5)計画の進捗管理 6

第２章　これまでの取り組みと課題 7

1. アンケート調査からみえる現状 8
　(1)区民アンケート調査 8
　(2)専門職アンケート調査 9
2. 前期計画の成果・実績と課題 10
3. 地域福祉を推進する上で取り組むべき今後の重点課題 13

第３章　計画の基本理念・基本方針 15

1. 基本理念・基本方針 16
　(1)基本理念 16
　(2)基本方針 16
2. 施策の体系 17
3. 地域福祉の推進 18
　(1)地域の主体的な活動との協働の推進 18
　(2)地域福祉の推進体制 19
　(3)分野を横断した取り組みの推進 21

第４章　第４期に推進する施策 25

柱1. 区民の意識をはぐくむ取り組み 26

(1)相互理解の促進 27
(2)バリアフリーの促進 30

柱2. 地域の活動や参加を促進する取り組み..... 34

(1)社会参加の促進 35
(2)地域活動の充実.....37
(3)地域づくりに向けた取り組みの充実 45

柱3. 支援を必要とする人に適切な支援を届ける取り組み..... 48

(1)虐待防止と権利擁護の推進 49
(2)包括的な相談支援体制の充実.....53
(3)地域生活の継続に向けた支援の充実 59

資料編①　統計データ、アンケート調査結果 63

1. 品川区の統計からみえる現状 64
2. アンケート調査結果からみえる現状.....72
(1)区民アンケート調査.....72
(2)専門職アンケート調査.....77

資料編②　計画策定の検討経過、策定委員会等.....81

1. 計画策定の検討経過.....82
2. 品川区地域福祉計画策定委員会　委員名簿.....83
3. 品川区地域福祉計画庁内検討会　委員名簿.....84
4. 地域福祉に関連する法令等.....85

第１章

計画策定の考え方

1. 計画の基本事項

（1）計画策定の目的

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして、さまざまな課題が浮き彫りとなり、品川区でも、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑な課題を抱え生きづらさを感じている人や世帯が増加しています。

「第３期品川区地域福祉計画」の策定から５年が経過したことを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができる地域を目指し、区民、地域団体、行政などさまざまな主体が協働して地域福祉を推進していくための方針や具体的な取り組みを示すことを目的として、本計画を策定します。

（2）計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

さらに、第４期品川区地域福祉計画では、2021（令和３）年度に策定した「品川区成年後見制度利用促進基本計画」を統合します。また、そのほかの関連計画や、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

また、2023（令和 5）年度策定の「品川区再犯防止推進計画」を含む各個別計画との連携を図り、各種支援を行っていきます。

※本計画は、「市町村地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画の策定について（2014（平成26）年3月26日厚生労働省通知）」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。

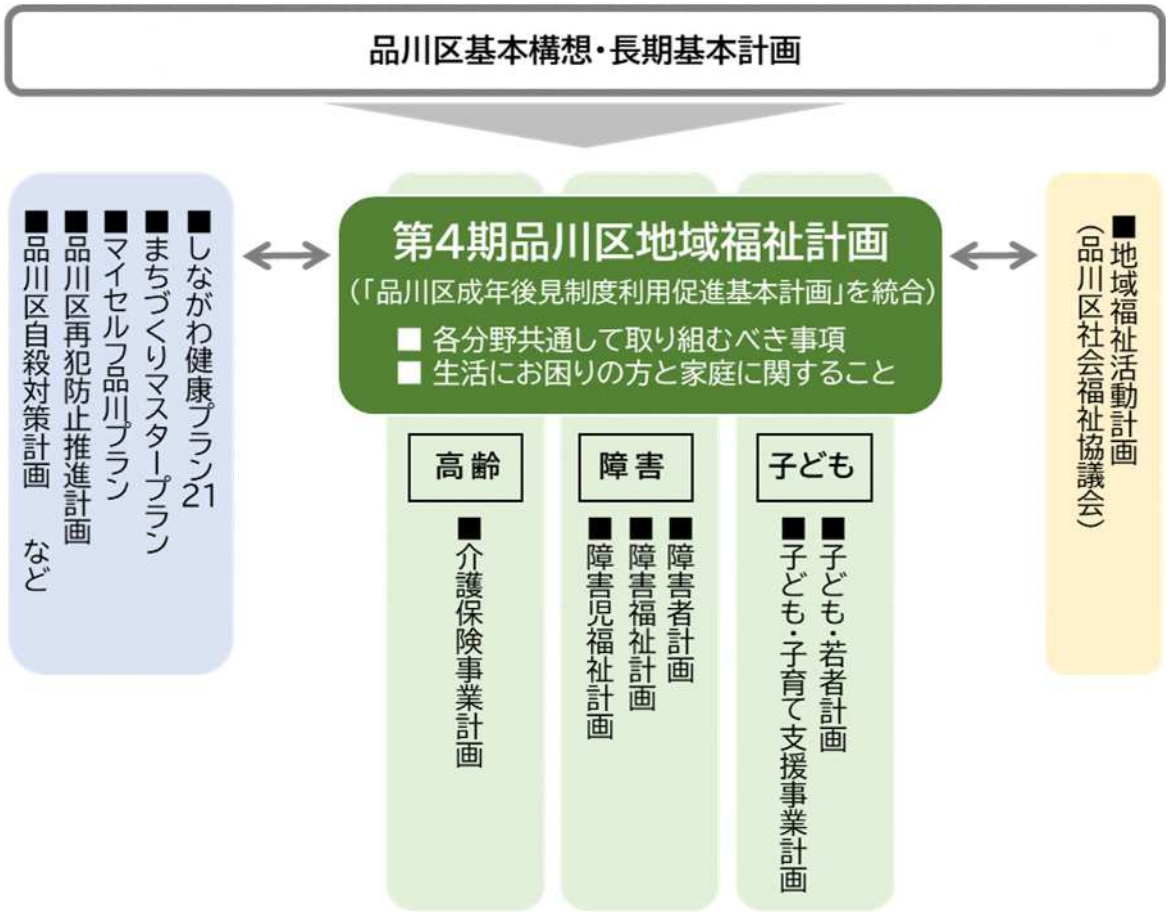

（3）計画と SDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals　持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和　12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

日本では、取り組みの指針となる「SDGs実施指針」が2016（平成 28）年 12 月に決定され、地方自治体には、横断的な組織体制や各種計画への　SDGsの要素の反映などが期待されています。

地域で暮らす人には年齢や性別、国籍や文化などさまざまな違いがある中で、SDGsは「誰ひとり取り残さない」ことを表明しており、本計画においても基本的な理念として反映していきます。

SDGsの17の目標

（4）計画期間

本計画は、2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年を計画期間とします。

6 年ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。

計画期間

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">年度（令和）</th></tr>
<tr><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th></tr>
<tr><td>品川区長期基本計画</td><td colspan="10">令和2～令和11（10年）</td></tr>
<tr><td>第4期品川区地域福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">令和6～令和11（6年）</td></tr>
<tr><td>品川区介護保険事業計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">令和6～令和8（3年）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区障害者計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">令和6～令和11（6年）</td></tr>
<tr><td>品川区障害福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">令和6～令和8（3年）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区障害児福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">令和6～令和8（3年）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区子ども・若者計画</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">令和5～令和9（5年）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品川区子ども・子育て支援事業計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">令和7～令和11（5年）</td></tr>
</table>

（5）計画の進行管理

本計画の施策や事業については、PDCA サイクルマネジメントに沿って、学識経験者や関係機関・地域関係団体の代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」にて毎年度、進捗状況の把握および評価を行います。

施策の進捗管理は、包含する個別計画において実施する進捗管理の結果や、地域福祉計画独自の取り組みの進捗状況等を踏まえ、総括的に進行管理を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。

PDCA サイクル

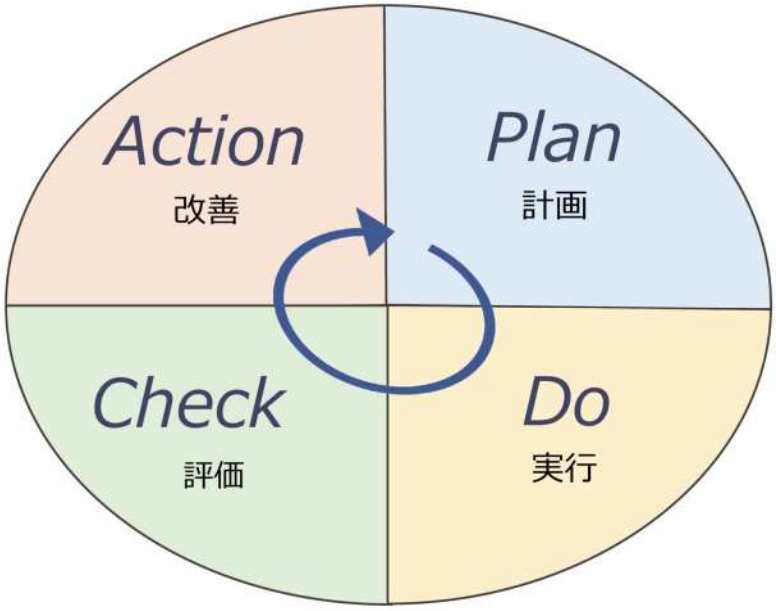

Plan（計画）	区の状況を踏まえ、地域福祉をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
Do（実行）	計画の内容を踏まえ、地域住民、関係機関、区社会福祉協議会、区等で連携して事業を実施します。
Check（評価）	1 年に 1 回、地域福祉計画推進委員会において、計画に記載されている施策・事業の進捗状況や結果を把握し、評価を行います。
Action（改善）	評価等の結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直し等を実施します。

第２章

これまでの取り組みと課題

1. アンケート調査からみえる現状

(1)区民アンケート調査

地域福祉計画の策定に向けて、区民の日常生活や社会参加の状況、地域・世帯・個人が抱える課題等の把握を目的として、区民を対象としたアンケート調査を実施しました。

■■アンケート調査結果から見えてきたこと■■

■　新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、他者との交流頻度が減少しており、人や地域との関わり方に変化が起こっている。

【設問】 現在の他者との交流の頻度について、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、どのように変化しましたか。

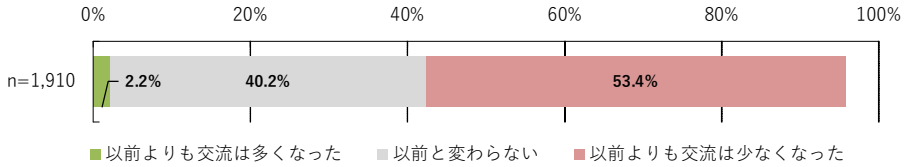

■　交流頻度が減少する中、ご近所との関係性では、現在の関係性よりもより深い関係性を望む傾向が見られた。

【設問】 あなたの、現在のご近所との関わり方についてお答えください。
【設問】 あなたにとって望ましいと思うご近所との関わり方についてお答えください。

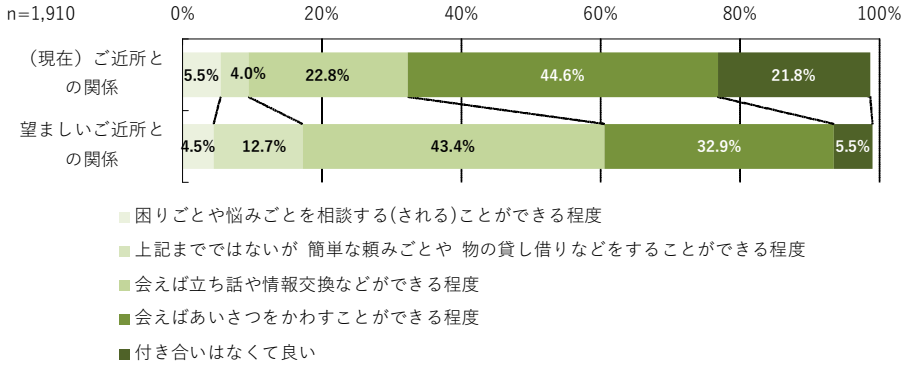

■　孤独・孤立では、20～29 歳の若年層、ひとり暮らし世帯で新型コロナウイルス感染症の流行以前よりも孤独を感じている傾向が見られた。

【設問】 「孤独であると感じる」状況は、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、どのように変化しましたか。

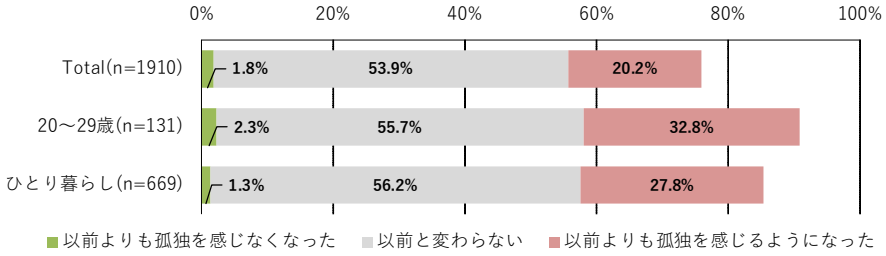

※その他、無回答は非表示

（2）専門職アンケート調査

地域福祉計画の策定に向けて、複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向、取り組みや支援の状況、取り組みや支援を行うにあたっての課題等について把握することを目的として、地域福祉に携わっている専門職員（以下、専門職）や地域の中で相談業務に携わっている方（以下、地域の相談員）を対象としたアンケート調査を実施しました。

■■アンケート調査結果から見えてきたこと■■

■ 相談対応等を行っている現場において、ここ数年、複雑・複合的な課題を抱えた人や世帯の相談が増加。

【設問】 複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯について、ここ5年の動向（変化）をお答えください。

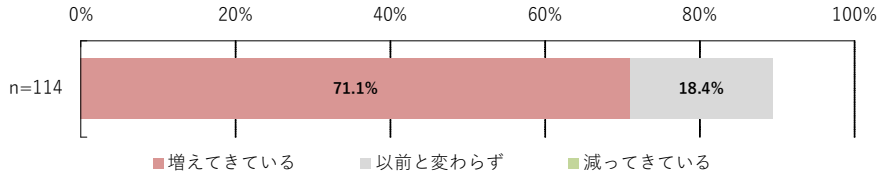

■ 専門職は、対象者だけではなく、家族との関係性の構築や中・長期的な関わりの必要性に対して、支援や対応の難しさや負担を感じていた。

【設問】 支援や対応を行う際に、どのようなことに難しさや負担を感じますか。

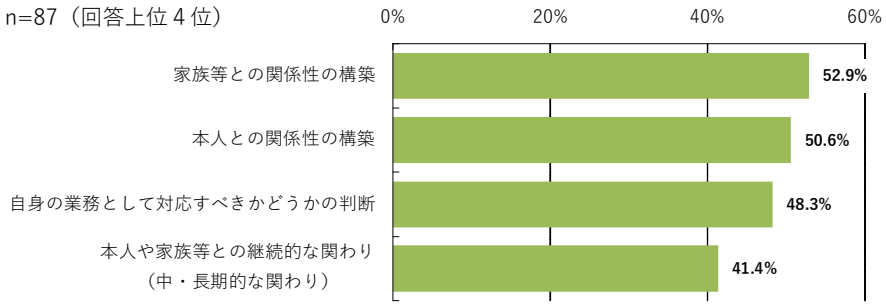

■ 支援を行うにあたって、分野を超えた連携の強化を望んでいた。また、地域の社会資源の情報共有や地域へのつなぎが課題となっている。

【設問】 支援等を行う上で、連携を深めていきたい部署や機関等はありますか。

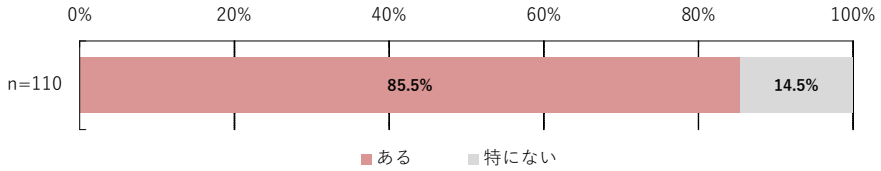

※その他、無回答は非表示

2. 前期計画の成果・実績と課題

施策の柱1.　気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ

■　障害者差別解消法の普及啓発

【障害者差別解消法の普及啓発】

・　障害者差別解消に向け、職員および区民・事業者への普及啓発・理解促進を行いました。
　➢　職員向け：意識調査やハンドブックの配布、研修を実施
　➢　広報しながわでの障害者差別解消法の周知
　➢　二十歳の集いにおけるパンフレット配布

【手話の理解促進】

・　手話に対する理解促進と普及啓発を行いました。
　➢　2021（令和3）年７月「品川区手話言語条例」を制定
　➢　パンフレット、手話普及動画により周知活動
　➢　区民・子ども・事業者向けに手話体験講座の実施

■　認知症サポーター養成事業の実施

【認知症サポーター養成事業の実施】

・　主に在宅介護支援センター職員が講師となり、企業・町会・商店街・高齢者クラブ・小中学生や区職員などを対象として、サポーターの養成を実施しました。
　➢　ステップアップ講座、新たな取り組みを考える場として「認知症サポーター企画会議」を開催

【認知症カフェ等の充実】

・　地域の中で認知症の人とその家族を支えるつながりを強化する「認知症カフェ」の開設および運営の支援を行いました。

■　高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実

【地域見守り活動助成】

・　地域特性に応じた見守り活動を実施する町会・自治会に対して活動の支援を実施しました。

【民間企業との連携】

・　民間企業と協定を締結し、訪問・宅配業務中に異変を察知した場合、区へ通報してもらうしくみを構築し、地域での見守りのネットワーク化に取り組みました。

今後の課題

- 社会でマイノリティとされる人たちがもっと住みやすい区になるような取り組みを充実していくことが必要
- 地域活動がより活発になるような支援やネットワークの構築支援を推進していくことが必要

施策の柱2.　地域でいきいきと暮らせるまちをつくる

■　しながわ子ども食堂ネットワークの充実

【子ども食堂の開設・運営支援】

・　地域のコミュニティの中で子どもを育てる拠点・子どもの居場所として子ども食堂の開設・運営を支援しました。

【しながわ子ども食堂ネットワーク】

・　しながわ子ども食堂の運営のノウハウや悩みなどの情報共有、地域や企業からの寄付支援を受けるしくみづくりを充実していくために、関係者間の連携を図りました。
　➢　ネットワーク会議、フォーラム、勉強会の開催

■　子ども若者応援フリースペースの開設およびエールしながわの開設

【子ども若者応援フリースペース】

・　学齢期から青年期までが利用できる居場所（フリースペース）や、18 歳以上の若者を対象とした若者カフェ・社会体験プログラムなどを実施しました。

【エールしながわ】

・　相談業務のほか、秋田県藤里町との連携、家族会や学習会を実施しました。
　➢　相談業務・プログラム、学習懇談会、勉強会の実施

■　生活困窮者等世帯への学習等支援

【子どもの学習・生活支援】

・　18 歳未満の子どものいる生活困窮世帯に対し家庭訪問を行い、学習環境や進路の相談・支援を実施しました。

【あした塾・ドリームサポート学習室】

・　生活困窮世帯の中学生を対象とした少人数学習指導や高校生等を対象とした学習室の提供を実施しました。
　➢　あした塾（中学生）、ドリームサポート学習室（高校生等）の実施

今後の課題

- 孤立・孤独を防ぐため、地域の中にゆるやかな支援の場を増やし、地域の中でのつながりや助け合いをより促進するような取り組みを支援していくことが必要
- さまざまな課題を抱えている人や世帯の声を逃さないよう、日常的な地域の活動と行政の連携を強化していくことが必要

施策の柱3.　適切な支援につながるしくみをつくる

■　支え愛・ほっとステーションの充実

【個別支援】

・　区内 13 か所の地域センター内に2名のコーディネーターを配置。高齢者等のさまざまな相談に対応し、公的サービスや生活支援などの制度外のサービスも含めた支援を実施しました。

【地域づくり】

・　生活支援コーディネーターとして、地域資源の把握や、地域のネットワーク構築を実施しました。
　➢　フリースペース「よりみち」の開設を支援
　➢　地域支援員との地区ミーティングの実施

■　成年後見制度利用促進

・　2021（令和 3）年 10 月に「品川区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

【成年後見サービスの拡充】

・　地域課題の検討や困難ケース等への専門的な助言を行う協議会や、関係団体との情報交換等を行う交流会を実施しました。

【市民後見人養成事業の充実】

・　地域における担い手の確保のため、市民後見人養成講座を開催しました。

■　重層的支援体制整備事業

・　改正社会福祉法（2021（令和 3）年 4 月施行）により、地域共生社会の実現のための事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、区民の複雑化・複合化した課題に対応するための体制構築に向けた準備を2021（令和3）年度に開始し、本格実施への基礎固めを行いました。
　➢　庁内検討会（関係部課長級会議）、推進会議（関係係長級会議）の開催
　➢　関係職員向け勉強会、外部機関向け説明会の開催

■　ヤングケアラー支援事業

・　区内におけるヤングケアラーを把握し、区としての体制の構築・支援策の具体的なあり方の検討を行いました。
　➢　実態調査、研修会の実施
　➢　庁内連絡会議（関係部課長級会議）の開催

今後の課題

- 課題を抱えた人や世帯が地域の中で潜在化してしまうことがないよう、各分野の相談支援体制をより充実させるとともに、地域で困っている人へ積極的にアプローチしていくことが必要
- 課題を抱えた人や世帯が地域の中で生活を継続していけるよう、各分野のさまざまな支援を組み合わせて対応していける体制を構築していくことが必要

3. 地域福祉を推進する上で取り組むべき今後の重点課題

区民アンケート調査結果、専門職アンケート調査結果、策定委員会によるご意見等から、品川区で取り組むべき重点課題を次のようにまとめました。

1 地域との多様な関わり方の促進

- 人や地域との関わり方は、社会情勢の変化の影響も受けながら、常に変化し、多様性を増してきています。
- 既存のしくみに捉われず、さまざまな分野で展開している取り組みや活動と連動しながら、つながりたい時にどこかにつながることができる地域が求められています。

2 地域で困っている人へのアプローチ

- 複雑化・複合化した課題を持つ人や世帯が増えている中、本人へのアプローチだけでは本質的な課題が発見できないことがあるため、本人を取り巻く環境の把握や世帯全体への寄り添った支援が求められています。
- 地域の課題として捉え、チームでアプローチできる体制の構築が求められています。

3 地域の多様な主体の活動との協働

- 地域では、行政が提供するサービスだけでなく、町会・自治会、高齢者クラブ、商店街、NPO 団体・ボランティア、民生委員、福祉・医療従事者等による、さまざまな活動が行われていますが、情報共有・連携の強化が課題となっています。
- お互いの取り組みや活動を理解し、必要な時に連携することができれば、さまざまな地域課題に対応する大きな力となることが期待されます。

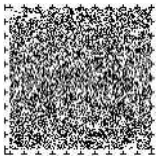

第３章

計画の基本理念・基本方針

1. 基本理念・基本方針

(1)基本理念

だれかとどこかでつながる
安心を実感できるまち　しながわ

(2)基本方針

基本理念を実現するために、以下の基本方針を設定します。

1　一人ひとりの個性を認め、はぐくむ

- 地域は、多様な人と人のつながりで作り上げられています。
- お互いの違いを認め合い、支え合う気持ちをはぐくみます。

2　地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける

- 孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さないようにするためには、課題解決をめざすとともに、伴走していくこと、寄り添い続けていくことが重要です。
- 行政の取り組みを充実させ、日常的な区民の活動との連携を強化していくことを目指します。

3　多様な主体とともに地域社会を創る

- 地域には、そこに住んでいる人々をはじめ、学びに来ている人々、働きに来る人々、共通の関心を持つ人々などが集まって、多様なコミュニティが形成されています。
- 誰もが、多様なコミュニティのどこかに居場所を得て、生きがいを持って暮らしていける社会を目指して、地域のさまざまな取り組みと協働していきます。

2. 施策の体系

施策は、取り組みの主体に応じて 3 つの柱に整理しました。

施策の体系図

基本方針1	基本方針2	基本方針3
一人ひとりの個性を認め、はぐくむ	地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける	多様な主体とともに地域社会を創る

施策の柱	施策の方向性	施策
区民の意識をはぐくむ取り組み	(1)相互理解の促進	1)多様性を認め合う意識づくり
		2)障害者等への合理的配慮
		3)募金・寄附金等の有効活用
	(2)バリアフリーの促進	1)情報のバリアフリーの促進
		2)公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリーの推進
		3)放置自転車防止、交通安全ルールの徹底
		4)手話の理解促進、移動支援
地域の活動や参加を促進する取り組み	(1)社会参加の促進	1)ボランティア活動への参加の促進
		2)高齢者・障害者等の社会参加の促進
	(2)地域活動の充実	1)サロン活動の充実
		2)地域の中で子どもを育てる拠点の整備
		3)見守り活動の充実
		4)認知症サポーター養成の充実
		5)日常生活支援の充実
		6)災害時助け合いのしくみの充実
		7)個人情報の適切な活用と保護の周知
	(3)地域づくりに向けた取り組みの充実	1)地域団体等の連携支援
		2)地域特性等の把握、共有
		3)地域特性に応じたネットワークの促進
支援を必要とする人に適切な支援を届ける取り組み	(1)虐待防止と権利擁護の推進	1)虐待防止・早期発見のしくみの連携強化
		2)成年後見制度の利用促進
	(2)包括的な相談支援体制の充実	1)多機関・多職種連携体制の強化
		2)アウトリーチ等の訪問施策の実施
	(3)地域生活の継続に向けた支援の充実	1)高齢者・障害者等の就業支援の充実
		2)高齢者等の住まいの確保
		3)ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への居場所づくり
		4)生活困窮者等世帯への学習等の支援

横断的な施策

区民・地域活動・行政等による包括的な支援の充実

◇重層的支援体制の整備

◇孤独・孤立対策

3. 地域福祉の推進

(1)地域の主体的な活動との協働の推進

品川区の各地域では、既に多くの町会・自治会、高齢者クラブ、商店街、NPO 団体・ボランティア、民生委員、福祉・医療従事者など、さまざまな人や団体が主体的に活動しています。

地域福祉は、行政が提供するサービスだけでなく、このような地域のさまざまな活動によって支えられています。地域福祉を推進していくためには、変化する地域課題に柔軟に対応していくことが必要であり、そのためには、行政を含め、地域福祉を支えるさまざまな人や団体が互いの活動を理解し、効果的に連携していくことが求められます。

品川区では、地域の主体的な活動と協働しながら地域福祉を推進し、区民の誰もがつながりを実感し、安心を感じることができる地域を目指します。

地域活動との協働による地域福祉の推進

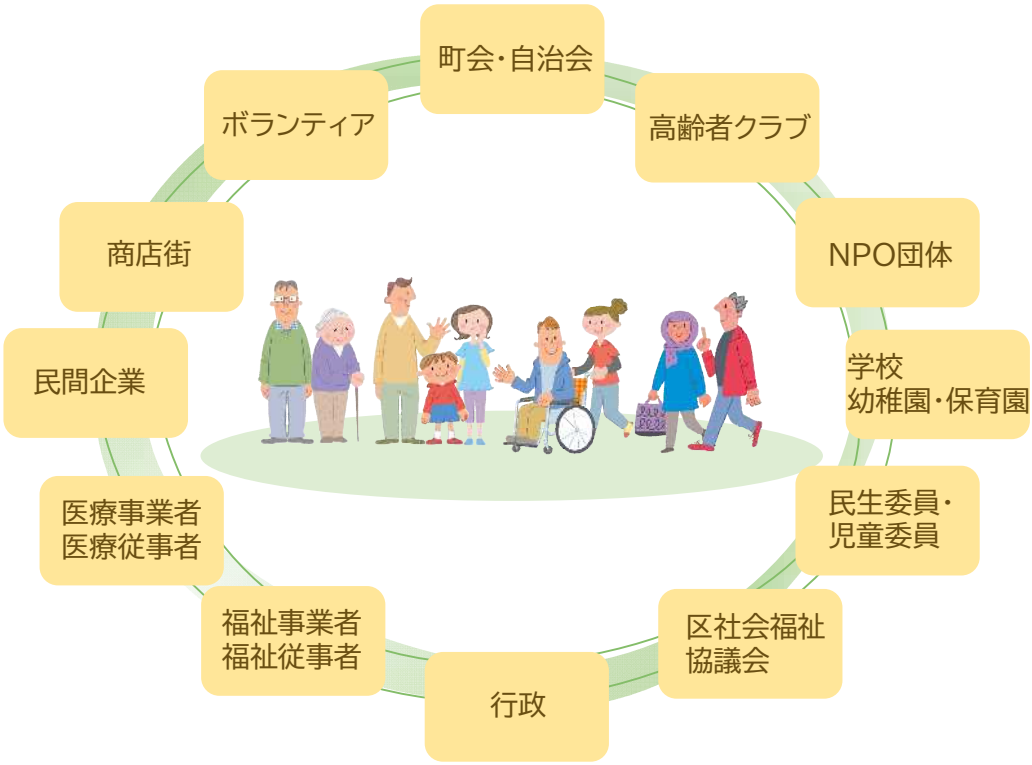

（2）地域福祉の推進体制

区は、地域センター区域と同じ 13 地区をさまざまな主体による地域福祉活動の範囲である「日常生活圏域」として設定し、各圏域の地域活動による支え合いを区社会福祉協議会と連携して推進していきます。

地域福祉の推進体制

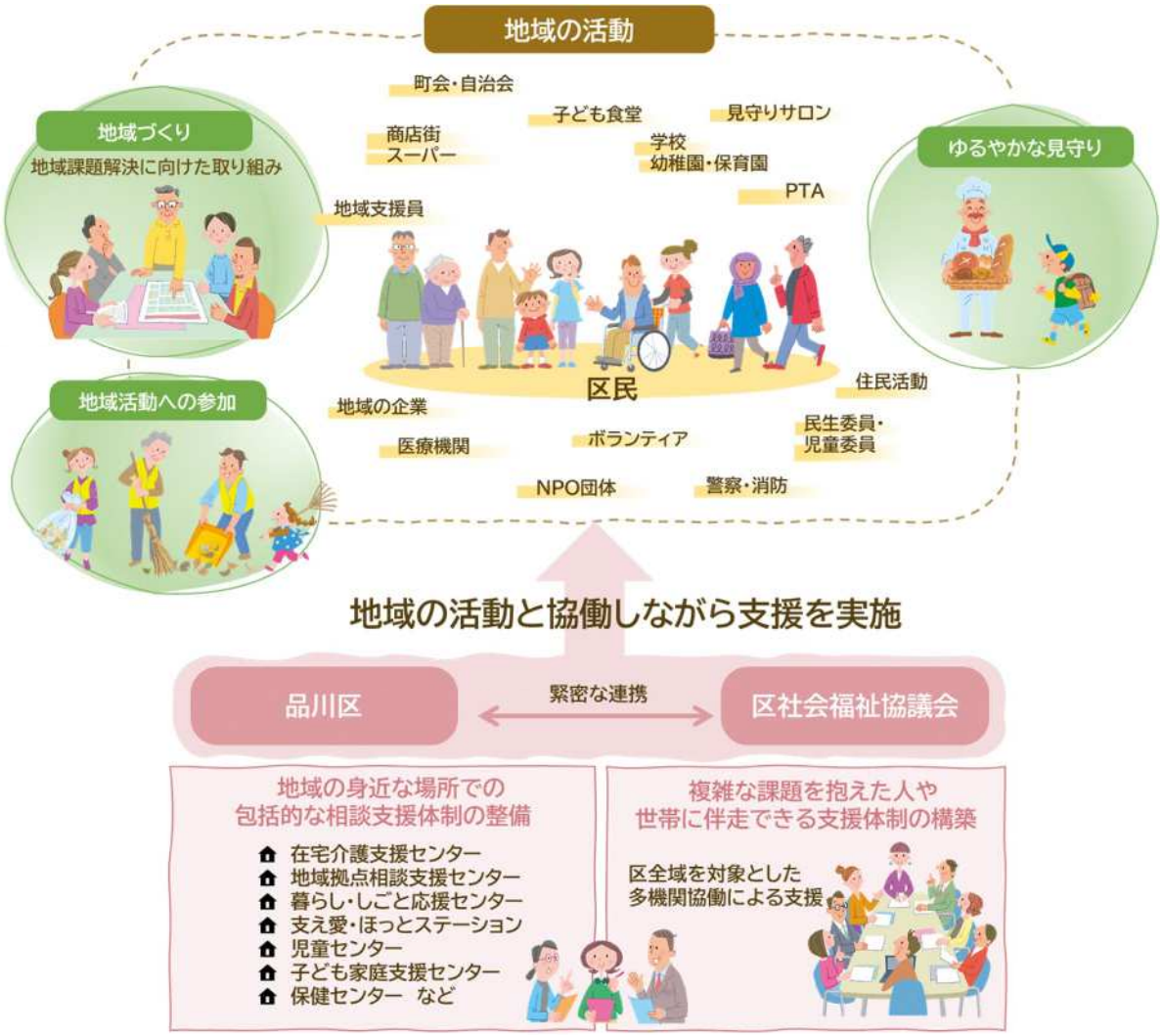

地域福祉の推進体制の単位（日常生活圏域の設定）

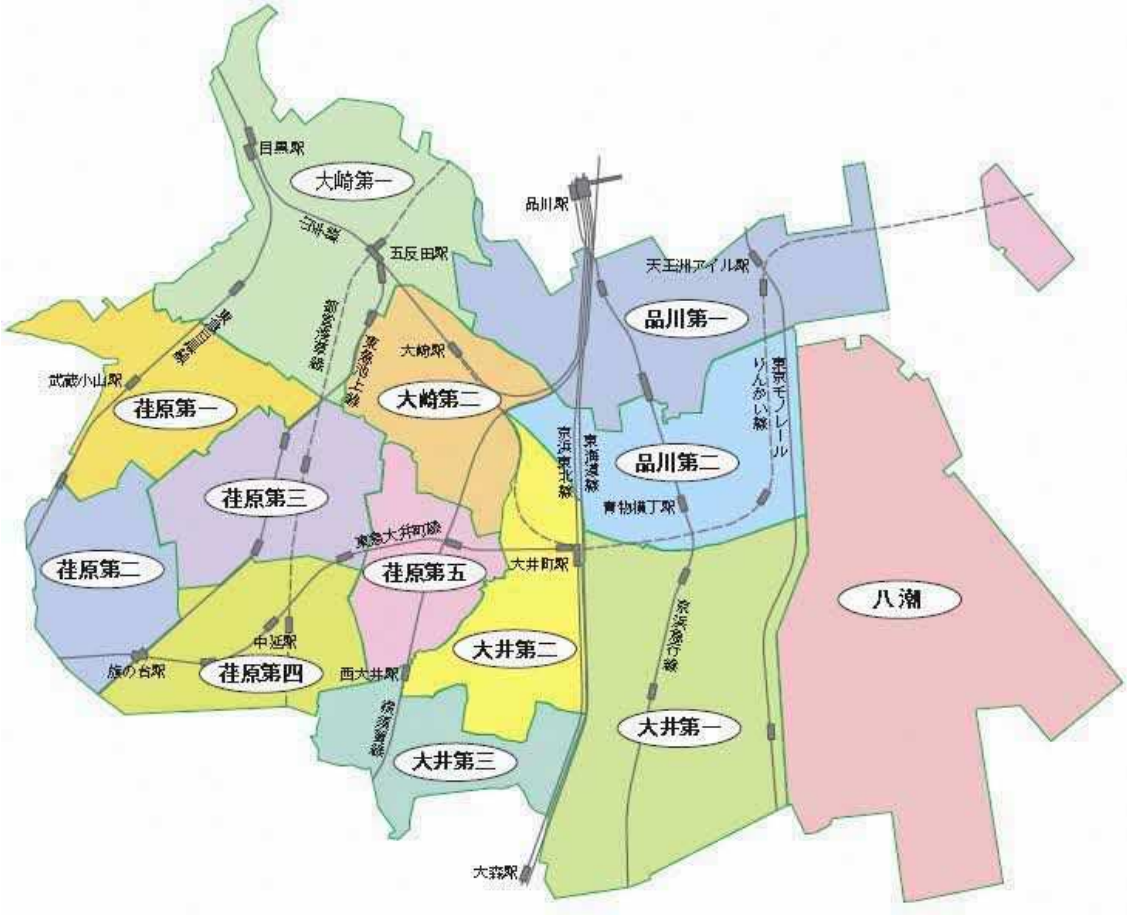

（3）分野を横断した取り組みの推進

区民の抱える課題は、必ずしもひとつの分野だけで支えられる課題だけではありません。

品川区においても、複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯は増加しており、高齢、障害、子ども・子育ての福祉分野だけではなく、区民に関わるさまざまな分野が横断的に連携し、課題を抱える人や世帯に対して柔軟に対応できるしくみを整えていく必要があります。

さまざまな主体や分野が横断的に支援

■ 重層的支援体制整備事業

先般、改正社会福祉法（2021（令和 3）年 4 月施行）により、地域共生社会の実現のための事業として、「重層的支援体制整備事業」（以下、重層事業という）が創設されました。

重層事業は 5 つの事業で構成されており、いずれの事業も属性や世代を問わない包括的な支援を目指しています。さらに、これら 5 つの事業が個々のケースに応じて有機的に組み合わさり、一体的に行われることで、困難を抱えた人や世帯に寄り添い、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を目指しています。

品川区においても、2022（令和 4）年度から移行準備事業を開始し、2025（令和 7）年度から重層事業を本格実施します。

重層的支援体制整備事業について

包括的相談支援事業	● 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める（高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮など、地域に既にあるさまざまな相談窓口にて対応） ● それぞれの相談窓口にて支援が困難な場合は、多機関と連携して対応／適切な機関へのつなぎを行う
多機関協働 （支援プラン作成と一体的に実施）	● 包括的な支援体制の構築の中核を担う。必要に応じて既存の相談支援機関に助言を行うなど、支援体制構築に向けた伴走支援を行う ● 複雑化・複合化した事例の調整役として、関係する支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランを作成する（相談支援、アウトリーチ、参加支援の適切な組み合わせ）
アウトリーチ等を通じた継続的支援	● 複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける ● 地域の状況等の情報を幅広く収集し、地域住民とのつながりを構築する中で潜在化したニーズを抱える相談者にアプローチする
参加支援	● 各分野で既に取り組まれている社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズと地域とのつながりを作る支援を行う ● 社会資源に働きかけ、既存の社会資源の拡充や本人や世帯の個別ニーズに対応した支援メニューをつくる ● つながりのフォローアップ、つながり先のサポートを実施する
地域づくりに向けた支援	● すべての地域住民が利用できる地域交流の場や居場所づくりを進めるとともに、社会資源と人のコーディネートを行う ● 地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる場（他分野がつながるプラットフォーム）を展開する

品川区では、上記 5 つの事業について、各機関が支援を必要とする方の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の重層的支援体制を構築します。

■ 孤独・孤立対策

社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化している中、コロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したこと、そして、今後も単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれることを背景に、2023（令和５）年に孤独・孤立対策推進法（2023（令和５）年６月公布、2024（令和６）年４月施行）が成立しました。

孤独・孤立対策推進法は、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指しており、日常生活や社会生活において、孤独を感じること、または社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている方への支援等に関する取り組みについて、その基本理念等を示した法律です。

「孤独・孤立」問題とアプローチの構造イメージ

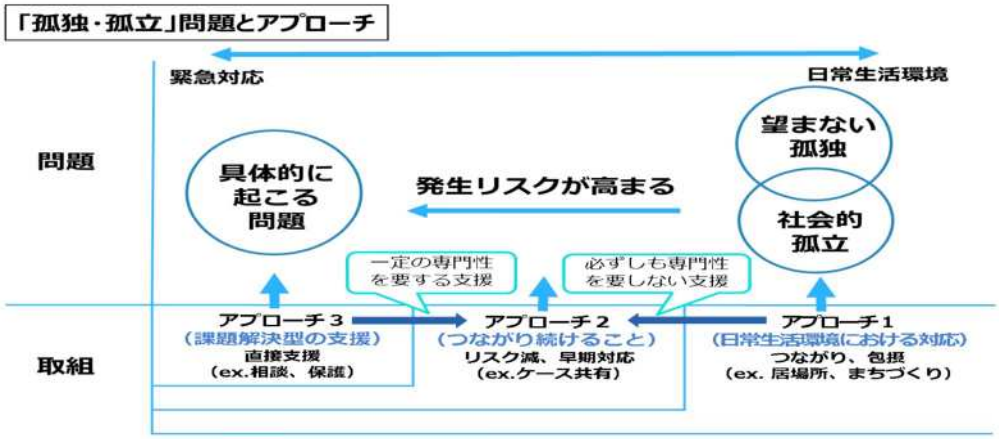

※「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」,分科会２「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO 団体等の役割の在り方」中間整理

望まない孤独・孤立は、心身の健康面への深刻な影響があるため、品川区ではこれまでも、各分野が連携しながら孤独・孤立対策につながる取り組みを実施してきました。しかしながら、複合課題や隙間のニーズなど、既存の制度では対応が困難な課題が増加していることから、孤独・孤立対策推進法の成立を受け、地域共生社会の実現に向け、重層事業と一体的に孤独・孤立対策の推進体制構築に向け準備を進めていきます。併せて、孤独・孤立対策推進法第 15 条に基づく「孤独・孤立対策地域協議会」（関係機関等により構成され、必要な情報交換および支援内容に関する協議を行う協議会）を設置し、推進していきます。

※品川区は「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に 2023（令和５）年９月より参加

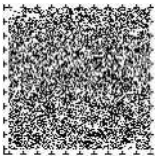

第４章

第４期に推進する施策

柱1　区民の意識をはぐくむ取り組み

施策の方向性

（1）　相互理解の促進
（2）　バリアフリーの促進

■ 背景

- 地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、さまざまな違いがある。
- 品川区では、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、若者や子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加している。
- 地域福祉を推進していくためには、多様な個性、地域の多様性を理解し、互いを尊重していくことが必要である。

■ 区民や関係者の声

- マイノリティの方がもっと住みやすい街になるとよい。
- 外国人児童支援の充実が必要。
- 当事者にならないと関心を持つようにならないことを実感している。当事者でない人への啓蒙、広報の充実は必要。
- SNS などを使用して、もっと子育て世帯の関連情報など流してほしい。

■ 計画期間中の目標

→　多様な人々が、相互理解を深めることのできる機会を充実させていきます。
→　すべての人に必要な情報が届くよう、多様な取り組みを推進します。
→　すべての人にとって住みやすいまちになるよう、環境を整備します。

(1)相互理解の促進

地域福祉を推進していくための基礎として、地域には多様な個性があり、それらが折り重なることで地域が成り立っていること、地域が多様であることが地域福祉の推進に欠かせないことを区民と共有し、互いを尊重して誰もが住みやすいと思える地域に向けて、取り組みを進めていきます。

1)多様性を認め合う意識づくり

誰ひとり取り残さない地域を目指していくためには、障害児者や LGBTQ、地域で暮らす外国人といった、社会ではマイノリティとされている人たちの思いを理解し合うことが重要です。

さまざまな人が暮らす地域において、自分の価値観で思い込んだり、気持ちを押し付けることなく、一人ひとりがそれぞれの個性を認め合うことは、地域福祉を推進していく上で重要なポイントです。それぞれの個性を特別視することなく、多様な人たちがひとつの地域の中で希望する生活が送れるように、互いに支え合って生きる社会をめざし、区はさまざまな形で意識の普及啓発を行います。

具体的な取組①	ジェンダー平等の推進

すべての人が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく、多様性を認め合い、それぞれの個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できることにより、自分らしく生きられるための社会の形成に向けて、取り組みを進めていきます。

そのためには、多くの人がダイバーシティ※とインクルージョン※の意識を持つことが必要です。こうした考え方に対する理解を促進するためには、全庁的な取り組みが必要であり、関係部署と連携し、継続的な意識啓発の取り組みを行います。具体的な取り組みとしては、区民に向けた講座・講演会の開催や啓発誌発行のほか、職員研修を実施し、広報紙やホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体を活用して、広く周知を図っていきます。

また、マタニティハラスメントやアウティング※などの人権侵害に対応します。

※ダイバーシティとは …「多様性」や「一人ひとりの違い」という意味で、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐にわたる。
※インクルージョンとは …「包括・包含」や「受け入れる・活かす」という意味を持ち、自分と違うこと(属性、意見、価値観など)を理由に排除するのではなく、共存、受け入れること。
※アウティングとは……本人の性のあり方を、本人の同意なく第三者に暴露してしまうこと。

所管:人権啓発課

※所管部署は令和6年3月時点の記載です。
今後、組織改正等により、名称が変更となる可能性があります。

具体的な取組②	多文化共生の推進
異なる文化・習慣を持つ外国人への理解やコミュニケーションの方法、多様な価値観・考え方への理解を深めるため、在住外国人を交えたワークショップやパネルディスカッション、やさしい日本語講座などを実施しています。同じ地域にともに暮らす住民同士、住みやすいと思える地域を目指します。	
	所管：総務課

2）障害者等への合理的配慮

障害のあるなしに関わらず分け隔てない地域社会を実現するためには、お互いの人格と個性を尊重し合う意識を持つ必要があります。相手を思いやり、支え合うという気持ちは、さまざまな体験をとおして培われるため、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させ、誰もが住みやすいと思える地域を目指していきます。

具体的な取組①	障害者差別解消法の普及啓発
障害者差別解消法では、国や地方自治体、会社やお店などの事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることにより、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現をめざしています。また、国民に対しても、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与することが求められています。 区では、区民一人ひとりが、障害および障害者への理解を深め、相手の意思や理解を確認しながら対応ができるように、品川区障害者差別解消法ハンドブックを作成しています。今後も、国や都の刊行物とあわせて広報紙やホームページを活用し、効果的に普及啓発を図っていきます。	
	所管：障害者施策推進課

具体的な取組②	ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発
区では、ユニバーサルデザインの考え方などを基にした「おたがいさま運動」を推進しています。この運動は、困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、支え合いのまちづくりを進めるものです。 ユニバーサルデザインやおたがいさま運動を周知し、理解促進を図るために、引き続き、区民、区立学校児童などを対象にした研修をさらに充実させていきます。	
	所管：福祉計画課

3）募金・寄附金等の有効活用

区は、共同募金、赤十字募金、福祉団体への寄附金等助け合いの活動を周知することで、地域の活動を支援しています。

また、社会福祉法人や企業による地域貢献の取り組みの発信を行うことで、地域活動の活性化につなげます。

具体的な取組①	共同募金・地域振興基金の有効活用
共同募金とは、地域福祉向上のための資金を集める民間の運動です。町会・自治会等の協力により地域で集めた資金を、区内の社会福祉法人やNPO団体、ボランティア団体等に配分し、地域のために役立てています。 また、地域課題や社会的課題の解決を行う区民団体の事業助成に、区の地域振興基金が活用されています。地域振興基金は、区民等からの寄附金が原資となっています。 いずれも、趣旨とあわせて広報紙などで活動や活用事例について、周知を図っていきます。	
	所管：福祉計画課、地域活動課

（2）バリアフリーの促進

すべての人にとって住みやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面のさまざまなバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や、鉄道事業者へのエレベーターの設置助成等により、誰もが利用しやすいまちの整備に努めています。地域の特性に合わせ、大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区においてバリアフリー計画を策定し、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。

また、ソフト面では、必要な人にしっかり情報が届くような取り組みやコミュニケーション支援を中心にバリアフリー化を進めていきます。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。

1）情報のバリアフリーの促進

外出や移動などの際に、必要な情報が多様な手段で適切に入手できると、行動範囲が広がることがあります。高齢者や障害者、子育て世代、外国人等、必要な人たちに必要な情報が届く情報提供の方法について、工夫や充実を図っていきます。

具体的な取組①	支援を必要とする人への情報提供体制の充実
「広報しながわ」を区内在住で希望する人に個別配送しています。電子書籍版は、10 言語（2023（令和 5）年 3 月時点）で配信しており、パソコン、スマートフォン、タブレット端末で閲覧可能で、音声読み上げにも対応しています。また、視覚障害者には「声の広報」を郵送しているほか、品川区公式 YouTube チャンネル「しながわネット TV」でも配信しています。	
	所管：広報広聴課

具体的な取組②	子育て世代への情報提供体制の充実
主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」や利用対象者を小中高生まで広げた新アプリ「しながわこどもぽけっと」等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	
	所管：子ども育成課

具体的な取組③	まちなかの案内の充実
公共建築物や道路等をはじめとしたまちなかのサイン(標識)を整備するとともに、観光パンフレットの多言語化などを推進していきます。	
	所管:広報広聴課、文化観光課

具体的な取組④	バリアフリーマップの充実
外出しやすいまちを進めるため、区有施設や公園・道路に設置されている車椅子等対応トイレを「やさしいまちガイドマップ」としてホームページに掲載しています。今後は、区有施設だけでなく、民間施設などの掲載場所の拡大を図っていきます。	
	所管:福祉計画課

具体的な取組⑤	外国人向けの情報発信の充実
区内に住む外国人に向けて、生活に必要な知識や情報、区の事業紹介などを「やさしい日本語」と「英語」のLINEアカウントで配信しています。また、区ホームページは自動翻訳機能により 131 言語に対応しています。より多くの人が情報を取得できるように努めていきます。	
	所管:総務課、広報広聴課

2)公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(東京都条例)」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」などに基づき、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。

具体的な取組①	バリアフリー計画に基づく面的バリアフリーの推進
これまで策定してきた大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区バリアフリー計画などに基づく面的なバリアフリーの推進にあたり、地域住民や高齢者・障害者、民間事業者などの意見を反映しながら、各地区で定めている特定事業計画に基づき、各事業主体と連携・協力して事業の計画的な実施および進行管理を進めるとともに、利用者の視点に立った安全・安心なまちなかの整備を引き続き進めていきます。	
	所管:都市計画課

具体的な取組②	歩道のバリアフリー化の推進
歩行者が歩きやすい道路環境を構築するため、歩道の勾配や段差の改善、無電柱化の推進、経路案内に対するデジタル技術の導入検討など、様々な取り組みを進めていきます。	
	所管：道路課

具体的な取組③	公園のバリアフリー化の推進
公園を誰でも利用しやすい空間にするため、トイレの洋便器化や、公園改修工事に合わせ、トイレの改修、段差解消や園路の勾配をゆるくするなど、園路の整備を進めています。	
	所管：公園課

3）放置自転車防止、交通安全ルールの徹底

多様な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、放置自転車防止の啓発活動や交通安全講習会の開催等により、周りの人への気遣いを区民に周知しています。

具体的な取組①	放置自転車防止の啓発活動
毎年 10 月下旬に、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行っています。区内各駅周辺等にて、道路上や広場等の公共の場所における自転車などの放置禁止を働きかけています。	
	所管：土木管理課

具体的な取組②	交通安全講習会等の開催
自転車安全教室や高齢者交通安全講習会、街頭での交通安全キャンペーン等を通じ、交通マナーの啓発や警察署と連携した交通安全教育の充実を図っています。	
	所管：土木管理課

4)手話の理解促進、移動支援

身体的・精神的にひとりでは移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています。

具体的な取組①	手話通訳者等コミュニケーション手段の充実
区主催の講演会などにおいては、手話通訳者や要約筆記者を配置して対応するなど、外出機会の拡大を図っています。手話通訳者の担い手を増やすために、手話講習会を引き続き実施していきます。 また、遠隔手話通訳サービスを利用できるタブレット端末の区窓口への常設、イベント等への貸し出しを行うことでコミュニケーション手段の拡充を図っていきます。	
所管:障害者支援課、情報推進課	

具体的な取組②	手話の理解促進
区では、2021(令和3)年7月に「品川区手話言語条例」を制定し、手話に対する理解促進と普及を図っています。また、パンフレット、手話普及動画による周知活動や区民・子ども・事業者向けに手話体験講座を実施し、手話の理解促進を図っていきます。	
所管:障害者支援課	

具体的な取組③	移動支援サービスの充実
高齢者や障害者などひとりでの外出に不安がある人に、自己決定・自立支援を目指し、日常の買い物や散歩に付き添うなどの同行支援や、福祉タクシーなどの移動支援を行っています。	
所管:高齢者福祉課、福祉計画課、障害者支援課	

柱2　地域の活動や参加を促進する取り組み

施策の方向性

（1）　社会参加の促進
（2）　地域活動の充実
（3）　地域づくりに向けた取り組みの充実

■ 背景

- 新型コロナウイルス感染症による影響もあり、地域における住民の社会参加や地域活動への参加頻度は減少傾向となっている。
- 若者やひとり暮らし世帯を中心に、孤独・孤立を感じている人・世帯も多く、地域との関わり方が多様になる一方で、地域のつながりが希薄になってきている。

■ 区民や関係者の声

- 子育てに孤立を感じているママが多いように感じる。わかりやすい支援が必要。
- 単身の人でも参加しやすい活動や、つながるしくみ、リーズナブルな学びの場がほしい。
- 共働き・子育て中で、自分のための時間がとれない。地域のつながりがほしい。
- 地域住民のつながりづくりを強化すれば、福祉の目が届かないところでも、互いに協力し合い、助け合うことができる。
- 役所の職員だけではなく、地域ボランティア（子育て経験者、孤立経験者等含め）と一緒に取り組む必要がある。

■ 計画期間中の目標

→　住民を中心とした地域のさまざまな活動を支援します。
→　身近な地域におけるゆるやかな見守り活動を支援します。
→　多様な主体が連携する地域ネットワークを推進します。

(1)社会参加の促進

地域活動やボランティア活動への参加、就業等は、生活の質の向上や本人の生きがいづくりにつながります。

一方、地域福祉やボランティアに興味や関心はあっても、仕事や家事など日常の生活で忙しく、まとまった時間を取ることは難しいという区民も少なくありません。また、これまで地域の活動などに参加していなかった子育てが一区切りした人や定年退職後の人からは、地域において何をしたらよいのかわからないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。

1)ボランティア活動への参加の促進

ボランティア活動や地域活動への参加は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、若者世代だけでなく、今まで参加率の高かった高齢世代においても参加する割合が減ってきています。

一方で、若者世代や現在働いている現役世代を中心に、参加してみたいがどうしたらよいか分からない、今は参加していないが今後は参加してみたいといった声もあがっており、区は、区社会福祉協議会品川ボランティアセンターと連携し、ボランティアの情報提供や講座開催などさまざまな面から活動の支援を行っていきます。

具体的な取組①	ボランティア団体・企業等の活動の支援
区社会福祉協議会では、登録ボランティア団体へ活動継続のための支援やボランティア団体間の連携支援、団体活動の方向の充実を図っていくとともに、ボランティア団体の立ち上げ支援を行っています。 また、連絡会や情報発信の充実、社会福祉法人・ボランティア団体等との連携支援により企業のCSR※活動の強化を支援していきます。 ※CSRとは … Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略で、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくという概念、またそのための活動のこと。	
	所管:区社会福祉協議会

具体的な取組②	企業等のボランティア活動の連携支援
地域の活性化の推進のため、区内企業が地域貢献活動として実施するボランティア活動と、町会・自治会、NPO団体、区立学校等の活動との連携を支援しています。	
	所管:地域活動課

具体的な取組③	ボランティア養成講座の実施
地域における子育て力の向上を図るため、児童センターにおいて、中高生や、児童の保護者、地域のシニア世代等を対象に、多様なボランティアを養成する講座を開催しています。 所管：子ども育成課	

具体的な取組④	地域貢献ポイント事業の拡充
地域でボランティア活動を行う高齢者を支援するため、指定の活動を行う人にポイントを付与しています。今後も、ボランティアの確保・養成をめざすとともに、対象となるボランティア活動の拡充を図っていきます。 所管：高齢者地域支援課	

2）高齢者・障害者等の社会参加の促進

高齢者や障害者等が、社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、さまざまな社会参加活動を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。

具体的な取組①	高齢者多世代交流支援施設等の有効活用
シルバーセンターの改築・改修にともない、バリアフリー化した地域に開かれた施設として、高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）等の整備を進めています。 高齢者の健康維持や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の人の交流を促進していきます。 所管：高齢者地域支援課	

具体的な取組②	高齢者社会参加促進支援事業の実施
これから高齢期を迎える世代の社会参加の促進を機軸としつつ、高齢者の価値観や生活様式の多様化に対応するため、元気な高齢者向けに健康・生きがい・仲間づくりのための各種事業を実施しています。 所管：高齢者地域支援課	

具体的な取組③	障害者地域生活支援事業の実施
精神障害者地域生活支援センター「たいむ」や、地域活動支援センター「逢（あえる）」、品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」 地域活動支援センターにおいて、多くの障害者に手芸などの創作活動や生産活動の機会の提供等を推進しています。 所管：障害者支援課	

（2）地域活動の充実

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代の人など、多世代の区民が知り合うきっかけとして身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めています。

サロン活動などを企画、運営する側も、利用する側も楽しくいきいきと過ごせるよう、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを推進していきます。

1）サロン活動の充実

誰もが気軽に参加できる地域の憩いの場において、ふれあい、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としてもその効果が期待されています。

区は、対象・内容等が多様なサロン活動を促進するため、地域の集会所、シルバーセンターなど既存の施設のほか、町会会館、マンションなど集合住宅の集会室等の活用による開催場所の検討や新規開設の団体を支援します。

具体的な取組①	ほっと・サロンの運営支援・拡充

ほっと・サロンとは、身近な地域で、住民が世代を超えて集い、参加者自身が運営するサロン活動です。

多様なサロン活動の促進のために、新規開設団体の立ち上げ支援や、各種活動団体へのサロン運営費・会場費の助成を引き続き行っていきます。

所管：区社会福祉協議会

具体的な取組②	認知症カフェ等の充実

認知症カフェは、認知症の人やその家族・介護者、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集うことができ、相互に情報共有し理解し合う場の役割を担っています。区立図書館や社会福祉法人、薬局等による運営で、各地区にて開催しています。

区では、今後も開設および活動を支援していくとともに、さらなる認知症カフェの周知を図っていきます。

所管：高齢者地域支援課

2）地域の中で子どもを育てる拠点の整備

子どもや子育てをしている人を地域の中で見守るため、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などができる拠点の整備を進めています。

また、近年、核家族化、保護者の就労、ひとり親家庭に関わる課題の増加等により、子どもがひとりでご飯を食べるいわゆる「孤食」が増えています。子どもを地域で見守り育てる場としてスタートした子ども食堂が、世代を超え、地域食堂として展開・発展するよう支援していきます。

具体的な取組①	児童センター事業の推進
区内には、0～18 歳までの子どもとその保護者を対象とした 25 館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。 また、子育て家庭を支援するため、子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、子育て相談や親子のひろば等の充実を図り、妊娠期から子育てを支援しています。	
	所管：子ども育成課

具体的な取組②	子育て交流サロンの実施
主に 0～2 歳児と保護者を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザ、荏原区民センターで子育て交流サロンを実施しています。子育て相談、親子の交流・ふれあい企画等、乳幼児親子が気軽に立ち寄れるひろばとして交流を促進しています。	
	所管：子ども育成課

具体的な取組③	地域における交流の促進
荏原保健センターや保育園、平塚ゆうゆうプラザの中に設置した地域交流室（ポップンルーム）を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供しています。	
	所管：保育支援課

具体的な取組④	子ども食堂の開設・運営支援

区内に 35 か所(2022(令和 4)年度末時点)の子ども食堂が開設しており、区では、地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設・運営を支援し、運営者や企業とのネットワークを構築することにより、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを図っています。

所管:子育て応援課

コラム

子育てひろばのネットワーク

品川区内には、子育てを頑張るパパ・ママを応援したい、子どもたちの成長を共に支えたいという思いで活動する人・グループなどによる様々な場があります。

それぞれがその特色を生かしながら、行政・民間・ボランティアという垣根を越えたネットワークを構築、協働し、たくさんの親子がホッと出来る場を届けたい、という思いで活動しています。

「いきいきあんしん子育てガイド」 別冊「親子のあそびのつどいの場」では、さまざまな子育て相談、親子の交流・ふれあいの場を紹介しています。

すきっぷひろば

こども冒険ひろば

3）見守り活動の充実

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に違ったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。

具体的な取組①	高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実
区は、地域特性に応じた見守り活動を実施する町会・自治会に対して、活動の支援を行っています。区内の各地区で、見守りサロンの開催や、戸別訪問による見守り活動が行われています。 また、地域の一員である民間企業と協定を結び、その協力を得て、地域での見守りを重層化・ネットワーク化することで、気づきの視野をさらに広げています。	
	所管：福祉計画課

具体的な取組②	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
区では、通常の民生委員・児童委員の活動のほかに、独自の制度として、「高齢者相談員」を委嘱し、希望するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への訪問活動を行っています。一人ひとりの悩みや不安に寄り添い、相談内容に応じて関係機関へ橋渡ししています。 また、地域の中で高齢者や児童などへの声かけ、地域行事や学校行事への参加など、地域福祉のためにさまざまな活動を行っています。 地域において、民生委員・児童委員が活動しやすくなるように、民生委員制度やその活動を周知していきます。	
	所管：福祉計画課

具体的な取組③	品川くるみ高齢者見守りネットワークの充実

高齢者等が行方不明や身元不明になったときの早期発見・身元判明を目的として、区に事前登録した人に対し、登録情報と連動したアイテムを配付しています。行方不明高齢者の家族等からの依頼に応じて、警察や在宅介護支援センター等と連携し、地域全体で認知症を含む高齢者を見守るしくみを強化していきます。

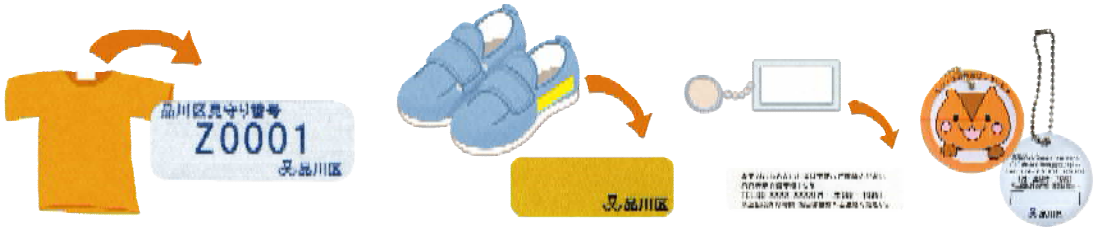

所管：高齢者地域支援課

具体的な取組④	83（ハチさん）運動の実施

小学生の登下校時間である午前 8 時と午後 3 時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83 運動」をPTAと推進委員会が主体となり進めています。

本運動の普及のため、ポスターやパンフレット、啓発グッズの作成や広報紙への掲載などにより周知しています。

所管：庶務課

4）認知症サポーター養成の充実

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気ですが、高齢化の進展にともない今後も増加が見込まれます。区民の認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を促進し、誤解・偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにしていきます。

具体的な取組①	認知症サポーター養成事業の実施
地域の人たちが認知症について正しく理解し、認知症の人や家族が困ったときに手助けをしてくれると、認知症になっても安心して住み続けることができます。金融機関、スーパーマーケットなどの企業、町会・自治会、商店街、高齢者クラブ、区立学校などと、幅広い職種や世代の認知症サポーター養成を進めています。	
	所管：高齢者地域支援課

5）日常生活支援の充実

現在行われている住民による買い物代行、家事支援などの生活支援サービスなどの活動者を増やすために周知を工夫し、活動者それぞれの得意分野を活かしながら住民の支え合いの活動を広げるとともに、新たな活動者の確保を図っていきます。

具体的な取組①	制度の対象とならない人への対応
区は、地域住民同士による支え合いの取り組みを支援しています。高齢者、障害者、子育て世代の人などが日常生活において、ちょっとした手助けが必要となった場合に、適切なサービスを提供できるよう、区社会福祉協議会等では「さわやかサービス」などの提供や「ファミリー・サポート」のコーディネートを行っています。	
	所管：区社会福祉協議会、子ども家庭支援センター

具体的な取組②	すけっと品川養成講座
区は、介護者の介護技術や地域での福祉的ボランティア活動に参加するために必要となる知識を習得する場として、区社会福祉協議会が実施する「すけっと品川養成講座」の開催を支援しています。受講により、地域における新たな福祉の担い手の確保に努めていきます。	
	所管：区社会福祉協議会

6）災害時助け合いのしくみの充実

近年、日本の各地で、大規模な地震や台風などの自然災害が発生しています。災害に備え、防災用品を備蓄するなど、防災訓練等を行うと同時に、避難方法について話し合い決めておくことが大切です。特に、高齢者、障害者、在宅難病患者など、災害時に支援が必要になる方がいます。

災害時・緊急時に住民同士が助け合えるように、平常時からしくみや関係を構築しています。

具体的な取組①	避難行動要支援者支援体制の充実
発災時における要支援者の支援を円滑に行うため、該当者に意向調査を行い、平常時より登録希望者の名簿（名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用））を関係者に配布するとともに、避難支援個別計画書の作成を進めるなど、要支援者の支援体制構築に努めています。 また、日頃から地域の防災訓練に参加することが、地域や近隣の人を知るきっかけにもなります。各種防災訓練の周知を図り、災害時にも安心・安全なまちづくりを推進します。	
所管：防災課、障害者支援課、高齢者福祉課、生活福祉課、保健センター	

7）個人情報の適切な活用と保護の周知

地域福祉は、地域住民や関係者が交流し、支え合うことを目的とする活動です。一方で、個人情報の活用にあたっては、個人情報保護法に基づいた適切な取り扱いが必要となります。

区は、個人情報の保護と、個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

具体的な取組①	地域福祉活動における個人情報の取り扱いの周知

地域での見守りなど、支え合いや助け合いの地域福祉活動の際に必要となる個人情報について、区では、安心して生活できる地域づくりのための地域福祉活動が広がるように、個人情報保護法に基づき、以下のようなルールを参考として周知していきます。

① 個人情報の取得

- 目的を明確にし、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で取得する。
- 思想、信教、信条に関する情報、個人の特性に関する情報、社会的差別の原因となるおそれのある情報については、原則として取得してはいけない。
- 原則として本人から収集する。

② 個人情報の保管・管理

- 正確かつ最新の状態を保つ。
- 漏えい、滅失、改ざん等を防止するなど適正な保管や管理を行う。
- 必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去する。

③ 個人情報の利用・提供

- 利用目的以外で利用しない。ただし、本人の同意のある場合などには、利用目的以外での利用や提供をすることができる。

また、ルールの周知と合わせて、地域福祉活動のために情報提供を希望する町会・自治会に対して、地域で見守りを希望する方の情報が記載された「高齢者実態調査名簿」と「品川区避難行動要支援者名簿」の二つの名簿の情報を一元化した名簿の提供を行っています。

所管：福祉計画課

（3）地域づくりに向けた取り組みの充実

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO団体等によるさまざまな活動が根付いています。特に、町会・自治会は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのためのさまざまな活動を積極的に行っています。区は、町会・自治会、高齢者クラブの活動を支援するとともに、さまざまな形で連携しています。

地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、区は場の提供、運営支援等を通じて、地域活動の活性化を図っていきます。

1）地域団体等の連携支援

各地区の町会・自治会、高齢者クラブなど各団体が地域で活動しやすくなるよう、各団体の情報共有、連携・協力を支援するとともに、地域住民相互の助け合い活動の活性化を図ります。

具体的な取組①	地域団体活動の情報収集・発信
品川のまちづくりを支える地域団体等の活動を広く区民に周知し、活動への参加や団体間の交流、情報交換に役立つ情報発信の場として「しながわすまいるネット」を開設し、区民と区との協働に向けて支援しています。	
	所管：地域活動課

具体的な取組②	地域団体連携の促進
町会・自治会、NPO団体、区立学校、民間事業者等、区内のさまざまな団体活動をマッチングし、地域活動の活性化を図っています。	
	所管：地域活動課

2）地域特性等の把握、共有

地域における支え合いの推進役である生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民やNPO団体等多様な人材と地域の情報を共有するとともに、生活支援のニーズとサービス提供を調整しています。支え愛・ほっとステーションの地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターの役割も担い、地域ニーズの把握と資源の見える化を図っていきます。

具体的な取組①	地域特性等の把握

生活支援コーディネーターは、各地区における身近な支え合いの担い手となる地域支援員（ボランティア）を増やすために、地域への説明や交流会などを開催しています。

また、地域の中にある活動団体やNPO団体、企業、商店、学校、施設、公園、地域の人が集まる居場所など、地域支援員とともに、地域特有の情報の把握を進めています。そうした情報を地域資源マップとしてまとめ、地域の課題や地域のあり方について話し合いを進めています。

所管：福祉計画課

3）地域特性に応じたネットワークの促進

生活支援コーディネーターが主体となり、地域住民やNPO団体、民間事業者等、多様な主体とともに地域課題等について話し合う、地域ネットワークを日常生活圏域ごとに構築していきます。

また、住民主体の生活支援のコーディネートを推進していけるよう、体制づくりを進めていきます。

具体的な取組①	小地域のネットワーク化
地域支援員や、民生委員、町会・自治会、NPO団体、民間事業者、医療関係者など、地域に関わる多様な主体が、身近な地域について情報交換し、地域の課題を話し合う場を地区ごとに開催します。 各地区の課題の解決に向け、多機関と連携し、個別課題の解決や居場所づくり等を実施していきます。	
	所管：福祉計画課

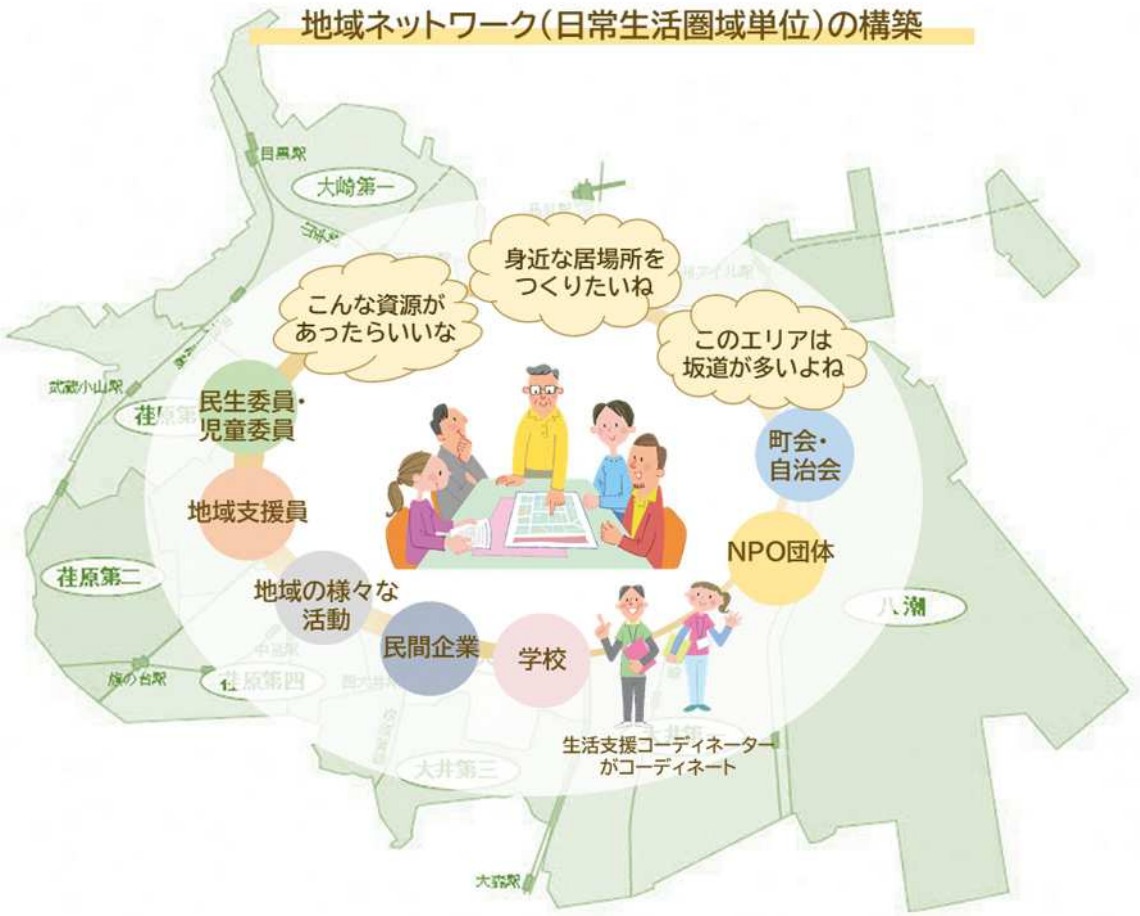

柱3　支援を必要とする人に適切な支援を届ける取り組み

施策の方向性

（1）　虐待防止と権利擁護の推進
（2）　包括的な相談支援体制の充実
（3）　地域生活の継続に向けた支援の充実

■ 背景

- 地域の中には、自身では解決できない課題を抱えているが、誰にも相談できていない人や世帯がある。
- また、近年、8050 問題※やヤングケアラー・若者ケアラー※など、単一の課題ではなく複合的な課題を抱えた人や世帯が増加しており、分野を横断した支援の必要性、行政だけでなく地域住民や地域団体等と連携した支援の必要性が高まっている。
- 支援を必要とする人に必要な時に適切な支援を届けることができるような取り組みを充実していくことが必要。

※8050 問題：高齢の親が、ひきこもり等の生活課題を抱えた成人の子ども（40-50 代が中心）を支えている世帯における問題。
※ヤングケアラー・若者ケアラー：病気や障害がある家族のために、日常的に家事や家族の世話・介護などのサポートを行っている子どもや若者のこと。

■ 区民や関係者の声

- 本当に孤立している人はなかなか気づけないと思う。相談もできずにいる人もいると思う。
- ヤングケアラーへの支援のしくみが必要。
- 生活困窮の中年世代のスキルアップや就業支援をサポートするしくみがほしい。
- 支援者側から困っている人にアプローチするしくみが必要。

■ 計画期間中の目標

→　複雑化・複合化した課題を抱える人や、社会的に孤立している人など、支援を必要とする人を相談につなげる取り組みを推進します。
→　高齢、障害、子ども、生活困窮といった福祉分野だけでなく、さまざまな分野の活動がつながる体制を整備します。

（1）虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

区では、高齢者や障害者、子育てに関する地域の各支援機関等の相互の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる包括的な体制づくりに努めます。

1）虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

区では、子育て・介護の疲れや経済的困窮等を原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。発生予防、早期発見、早期対応のため、区民からの通報・相談に対応できる体制の強化や、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

具体的な取組①	品川区児童相談所の設置
2016（平成 28）年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。区は、2024（令和 6）年10月の品川区児童相談所開設を目指し、運営体制の検討や人材の確保・育成等に取り組んでいます。	
	所管：児童相談所開設準備課

具体的な取組②	しながわ見守りホットラインの実施
子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るしくみとして、児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話を設置しています。通報者の秘密を厳守するとともに、虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。	
	所管：人権啓発課

具体的な取組③	品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催
虐待や夫婦間の暴力をできるだけ早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、子どもや高齢者、障害者の関係機関が連携し、虐待等の実態把握と課題の整理を一体的に取り組みます。	
	所管：人権啓発課

具体的な取組④	要保護児童対策地域協議会の開催
品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の分科会として、地域ごとに要保護児童の具体的支援のためのケース会議等を関係機関と連携し、開催しています。 所管：子ども家庭支援センター	

2）成年後見制度の利用促進

区では、2022（令和４）年度より、認知症高齢者等の判断能力が不十分などの理由で支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみとして「地域連携ネットワーク」を構築しています。

「地域連携ネットワーク」では、法律・福祉の専門職や関係機関等が協力・連携する「協議会」が、身近な親族、本人を支える福祉・医療・地域関係者と後見人で構成される「チーム」を支援するとともに、成年後見における地域課題の検討や調整、解決を図っています。

また、「地域連携ネットワーク」を整備し適切に運営していくため、品川区と品川区社会福祉協議会が一体となり「中核機関」として、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け進捗管理・調整を行い、協議会を運営、権利擁護支援の方針等を検討し、専門的判断を担保するための進行管理を行っています。

区全域で一つの地域連携のしくみを構築し、具体的な取り組みを行うことで、支援を受ける本人にとってより良い生き方を選択できるよう、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備しています。

地域連携ネットワーク

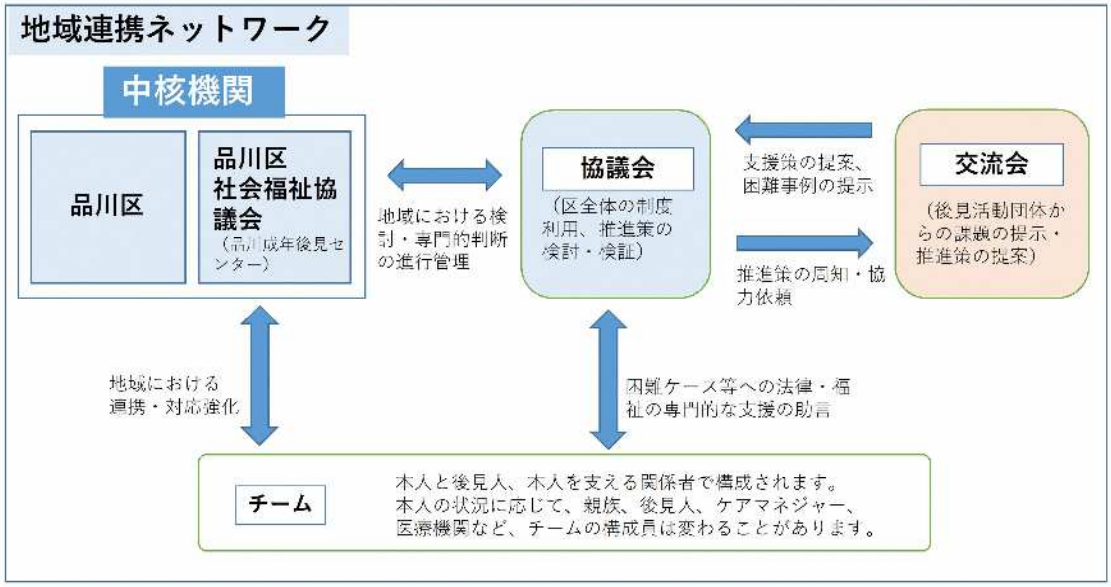

具体的な取組①	成年後見制度の積極的な周知

成年後見制度を周知するため、各種パンフレット等を品川区の福祉相談窓口で配布しています。今後は、区内の多様な団体等と連携し、配布先を充実させていきます。また、区民および福祉関係者向けに行っている成年後見制度に関係する講座・セミナー等も充実させていくことで、周知の場を広げていきます。

所管：福祉計画課

具体的な取組②	相談支援体制の充実

品川区と品川成年後見センターでは、支援が必要な人に気づいた地域の人からの相談や、関係機関からの相談に対して連携して対応しています。

本人の意向や判断能力・生活状況等を聞き取り、本人や親族等と相談しながら関係者間で情報を共有し、成年後見制度だけでなく、介護保険や障害福祉等のさまざまなサービスの中から、適切な支援の内容を検討しています。これらの取り組みを一層推進していきます。

所管：福祉計画課

具体的な取組③	専門職や関係機関との連携強化

弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉関係団体、地域関係団体などで構成される品川区地域連携ネットワーク協議会および交流会の開催等を通じて、専門職や関係機関との連携を強化しています。必要に応じて、家庭裁判所、NPO 団体、金融機関団体などと連携していきます。

所管：福祉計画課

具体的な取組④	担い手の育成・活動の促進

急速な高齢者人口の増加により、後見人等の担い手が不足することが予想されており、同じ地域の一員としてきめ細やかな身上への配慮を期待されていることから、積極的な市民後見人の育成が求められています。品川区では、毎年市民後見人養成講座を開催するとともに、区内の NPO 団体等が実施する養成講座とも連携・協力し、第三の受け皿といわれる市民後見人の拡充と、活動の促進を図っています。今後も、認知症高齢者等の権利擁護を地域で支えるしくみとして充実を図っていきます。

所管：福祉計画課

具体的な取組⑤	後見人等支援機能の充実

品川成年後見センターでは、親族後見人等からの日常的な相談対応、後見活動開始後の本人を中心としたチーム支援等を行っています。また、任意後見の適切な発効のしくみとしての「あんしん３点セット」（①判断能力のあるうちから見守りをし、②判断能力が低下した時を見据え、③亡くなった後も一貫して支援するサービス）を提供しています。

加えて、品川区では、資力のない人でも成年後見制度を利用できるよう、本人が後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、その費用の一部を助成しています。今後も、報酬助成のさらなる充実を図っていきます。

所管：区社会福祉協議会、福祉計画課

（2）包括的な相談支援体制の充実

地域には、困りごとを相談できる身近な窓口が多数あり、相談内容に応じて関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。各相談機関では、さまざまな問題に対応するため、関係機関との連携を強化して、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

区は、多様化する生活課題に対応するため、さまざまな分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が、世帯全体の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、重層事業を中心に、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

重層的支援体制整備事業における相談支援体制

1）多機関・多職種連携体制の強化

高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮など、複雑化・複合化した課題のある方や世帯が増えている中、区民のニーズや課題に対して、関係する多機関、多職種が連携して支援できる体制をより強化していきます 。

具体的な取組①	多機関協働事業
複雑化・複合化した課題がある方や世帯に対して、既存の制度や支援機関の枠を超えた支援を行うため、重層的支援会議（支援者間で課題を共有したり、役割分担を調整したりしながら、支援方針等を決定する会議）を実施します。重層的支援会議を起点として、同じ方針の下で、多機関・多職種が協働し、世帯全体に伴走しながら支援していきます。これにより、支援者が孤立しないよう、「支援者支援」の機能を担っていきます。 重層的支援会議に基づく制度の狭間のニーズへの支援（参加支援事業）、複雑化・複合化した課題があるため必要な支援が届いていない人への支援（アウトリーチ等事業）や地域づくり支援を通じて、属性や世代を問わない包括的な支援を目指します。	
	所管：福祉計画課

具体的な取組②	在宅介護支援センターの充実
高齢者の状態の区分化と、一人ひとりに合わせた効果的なプログラムやメニューをケアマネジメントしています。区や関係機関と連携しながら、高齢者、その家族からの介護の専門的な相談対応、ケアプラン作成などを行うとともに、医療・介護や地域のさまざまな機関等との連携に取り組んでいきます。	
	所管：高齢者福祉課

具体的な取組③	支え愛・ほっとステーションの充実

各地区に配置している支え愛・ほっとステーションのコーディネーター※は、地域福祉コーディネーターとして、主に要介護認定を受けていない高齢者等の相談に対応しています。公的なサービスでは対応できず、家族などからの日常的なサポートが期待できない人などに対して、引き続き地域と区と区社会福祉協議会が一体となり、生活基盤の支援を図っていきます。（※地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの役割を兼ねています。）

高齢者等と家族の相談支援体制

所管：福祉計画課

具体的な取組④	障害者等相談支援の充実

■　相談支援の充実

身近な地域で相談しやすいよう、在宅介護支援センターに障害者の相談支援専門員を配置し、高齢の障害者とその家族からの相談を受け、区や関係機関と連携して包括的に支援していきます。

■　精神障害者の地域生活支援

精神障害者が地域で安定した生活を継続していけるよう、退院後や閉じこもりがちの人に対し、服薬を含めた生活支援を保健・医療・福祉等の関係機関が連携して支援していきます。中でも、ひとり暮らしをしている精神障害者の生活上の困りごとの相談を受け、支援していきます。

■　障害のある子どもへの支援の充実

発達・発育に支援の必要な子どもの健やかな成長を促し、その家族を支えるため、児童発達支援センターを増やすとともに、児童発達支援センターを中核とした支援体制を充実させていきます。さらに、保育・教育・福祉等の関係機関が連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

■　地域生活支援拠点の充実

障害者等の地域生活を支えるために、地域生活を支える拠点となる施設に地域拠点マネジャーを配置し、地域における課題の解決に取り組んでいきます。

所管課：障害者支援課

具体的な取組⑤	しながわネウボラネットワークの充実

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のしくみとして、保健センターと児童センターに「ネウボラ相談員」を配置しています。各関係機関が連携しながら、母子保健、子育て全般の相談やサービスの情報提供など、きめ細かな支援を展開しています。

しながわネウボラネットワーク

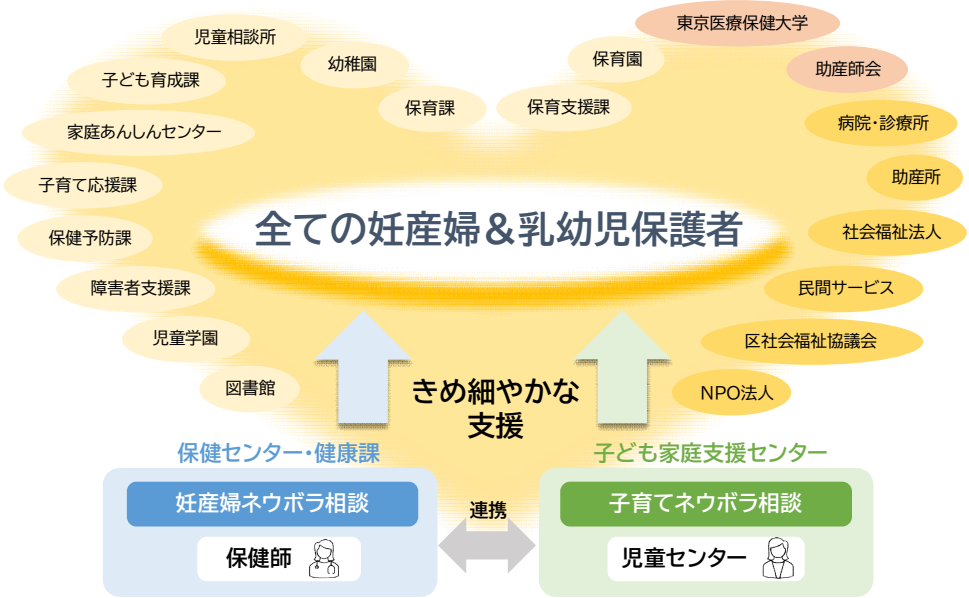

所管：保健センター、子ども家庭支援センター

具体的な取組⑥	ヤングケアラー支援体制の充実

ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援につなげるため、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、普及啓発や、SNSを活用した相談窓口の開設、ピアサポート等を実施することで、当事者や保護者からの相談対応や関係機関と連携した支援を目指します。

また、子ども向けの実態調査を実施し、ヤングケアラーの現状や課題を把握することで、当事者およびその家庭への支援を行う際の対応指針の整備や、ヤングケアラーの負担軽減に向けた支援策の構築を行います。

所管：子ども家庭支援センター

具体的な取組⑦	メンタルヘルス対策の充実

■　こころの健康相談

精神疾患を含むさまざまな病気や不安を抱えている本人やその家族を対象に、保健センターの保健師・心理職等が、訪問や面接、電話相談等により、個別支援を行います。さらに、医療・福祉の関係機関と連携して多職種チーム（メンタルチームサポート事業）で、病状安定や再発防止の支援を行っています。

■　精神専門医相談

疾患を抱える本人やその家族を対象に、保健センターで、精神科専門医による相談事業を実施しています。

■　精神保健講演会・家族教室等の実施

区民や支援者向けに、こころの健康づくりや精神疾患についての理解促進のため、講演会を実施していきます。また、精神保健家族勉強会等の家族教室を行い、疾病や社会資源、家族の対応方法について理解し家族の対応力の向上をめざしています。

■　ゲートキーパー養成研修の実施

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。
区では品川区自殺対策計画に基づき、区職員や学校関係者、地域支援者向けに養成研修を実施し、自殺予防対策の基礎知識の周知を図るとともに、深刻な問題を抱える相談者への対応スキルの向上をめざしています。

所管：保健センター、保健予防課

具体的な取組⑧	生活困窮者の相談・支援体制の充実

品川区暮らし・しごと応援センターでは、複雑化・複合化した課題を抱える方々の孤立を防止し、社会的・経済的自立をめざすために、関係機関と連携し生活困窮者の把握に努め、多岐にわたる関係機関やNPO団体等との連携により、さまざまな支援を提供していきます。

所管：生活福祉課

2)アウトリーチ等の訪問施策の実施

相談につながりづらい人に対して、積極的にアウトリーチ*を実施し、関係機関の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

※アウトリーチとは … 地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら専門的サービスにつながっていない(中断している)人のもとに、支援者が出向くこと。

具体的な取組①	認知症初期集中支援事業の実施
認知症が疑われる人を支援するために、医師や医療・介護の専門職による多職種で構成されたチームが個別の訪問支援を行い、受診を勧めたり、適切な介護保険サービスにつなげるなど、本人や家族の支援を行っています。今後は、認知症高齢者のケアをさらに充実させ、医療機関等と連携して、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制を構築していきます。	
	所管:高齢者地域支援課

具体的な取組②	地域生活安定化支援事業の実施
精神障害者が安定した地域生活を継続できるよう、精神保健福祉士等が関係機関と連携して見守り支援を行っています。家庭訪問によるアウトリーチ支援を行い、利用者の状況を積極的に把握するとともに、通院に同行するなど適時適切に医療機関につなげ、病状悪化の未然防止に努めています。	
	所管:障害者支援課

具体的な取組③	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
後期高齢者の健康寿命の延伸・介護予防を目的に、フレイル予防・低栄養予防講座および個別の相談指導を実施しています。 また、後期高齢者健康診査からハイリスク者を抽出し、管理栄養士等による3ヶ月間の継続した訪問指導を実施しています。	
	所管:国保医療年金課

具体的な取組④	支援が届きにくい人へのアウトリーチの推進
生活上の課題を抱えていながら、必要な支援につながっていない人々に対し、多機関にて連携し、訪問を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけていきます。	
	所管:福祉計画課

（3）地域生活の継続に向けた支援の充実

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに対する不安などさまざまな生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。

また、子ども・若者をめぐる環境が大きく変化し、社会生活を営む中で、困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区では、そのような子ども・若者やその家族へのさまざまな施策を展開し、地域全体で見守っていきます。

1）高齢者・障害者等の就業支援の充実

高齢者や障害者等が、社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、さまざまな社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。

また、近年、社会経済環境の変化にともない、生活困窮や社会的孤立といった生活のしづらさを抱える人が増加しています。生活のしづらさを抱える本人だけでなく、家族への個別的な支援とあわせて、生活困窮者への就労支援等に取り組んでいきます。

具体的な取組①	高年齢者の就業支援
高齢者の就業ニーズは質的にも量的にも拡大しており、生きがいづくりとしての就業や短時間就業などの多様化に対応するため、区ではシルバー人材センターと概ね55歳以上の人の就業支援サービスを行う「サポしながわ」と連携し、総合的な就業支援を実施しています。	
	所管：商業・ものづくり課

具体的な取組②	障害者就労支援センターの充実
障害者への就労支援は、本人の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進し、自己実現を図る上で重要です。障害者就労支援センターでは、就職に向けた支援や就職後の就労定着に向けた支援を、就労面、生活面の両側面より行っています。併せて、同センターにおいて、超短時間雇用促進事業を推進します。	
	所管：障害者支援課

具体的な取組③	生活困窮者の就労支援の実施
品川区暮らし・しごと応援センターでは、生活困窮からの早期脱却を目指し、複合的な課題やさまざまな事情を抱える方々へ「就労準備支援事業」を行っています。また、一般就労に向けた「自立支援相談事業」による就労支援を実施しています。	
	所管：生活福祉課

2）高齢者等の住まいの確保

安心して住み続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた住まいを確保することが大切です。しかしながら、高齢などを理由に、住宅の立ち退きを求められたり、保健衛生上劣悪な住宅からの転居先が自力で見つけられないことがあります。区では、住宅に関して困りごとを抱える人に対する支援を展開しています。

具体的な取組①	高齢者住宅生活支援サービス
住宅について困りごとがあり、区内の民間賃貸住宅への転居を希望する高齢者を対象に、住宅のあっ旋にかかる居住をサポートするサービスを提供しています。	
	所管：高齢者地域支援課

具体的な取組②	居住に関する支援のしくみ
高齢者、障害者、ひとり親世帯、低所得者を対象に、住宅の確保に配慮を要する人に対して、不動産事業者と連携し、住まいの情報提供を行っています。	
	所管：住宅課

3）ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への居場所づくり

不登校や高校中退、ニート、ひきこもりなどさまざまな生きづらさを抱える子ども・若者や、その家族に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の実践を推進しています。

具体的な取組①	子ども若者応援フリースペースの運営
不登校やひきこもりの子ども・若者が、安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。	
	所管：子ども育成課

具体的な取組②	エールしながわの運営
ひきこもり等を理由にひとりで悩む本人や保護者の相談を受けるとともに、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会などを実施しています。	
	所管：子ども育成課

4）生活困窮者等世帯への学習等の支援

将来を担う子どもたちの生活や成長に対して、貧困はさまざまな影響を及ぼします。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と、教育の機会として学習支援事業を行っています。

具体的な取組①	家庭学習環境の整備支援
子どものいる生活困窮家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介します。	
	所管：生活福祉課

具体的な取組②	学習支援事業の推進
生活困窮者世帯やひとり親世帯の子どもを対象とした少人数学習指導を行い、基礎学力向上と進学支援を実施しています。 また、大学等への進学をめざす生活困窮世帯の高校生等に対し、自習の場や学習相談ができるドリームサポート学習室を提供しています。	
	所管：生活福祉課、子育て応援課

コラム

再犯防止に向けた取り組みの推進

全国的に、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

品川区における各種支援が再犯防止、そして更生保護へつながるものとなるよう、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、誰でもが住みやすく明るい社会・品川区をめざし、「品川区再犯防止推進計画」を 2023（令和 5）年度に策定しました。（計画期間：2024（令和６）年度～2028（令和 10）年度）

品川区の7つの基本方針

（1）地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現
（2）就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
（3）保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組
（4）学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
（5）民間協力者の活動の促進等のための取組
（6）地域による包摂を推進するための取組
（7）再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

自治体と品川区保護司会をはじめとした更生保護関係団体、民間協力者等が相互連携を推進し、犯罪をした者等が、地域社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

資料編①

（統計データ、アンケート調査結果）

1. 品川区の統計からみえる現状

1)人口の推移・予測

総人口・日本人人口・外国人人口の推移・予測は以下の通りです。総人口は、2041(令和 23)年にピークの 429,304 人を迎えた後、減少に転じる見込みです。

総人口・日本人人口・外国人人口の推移

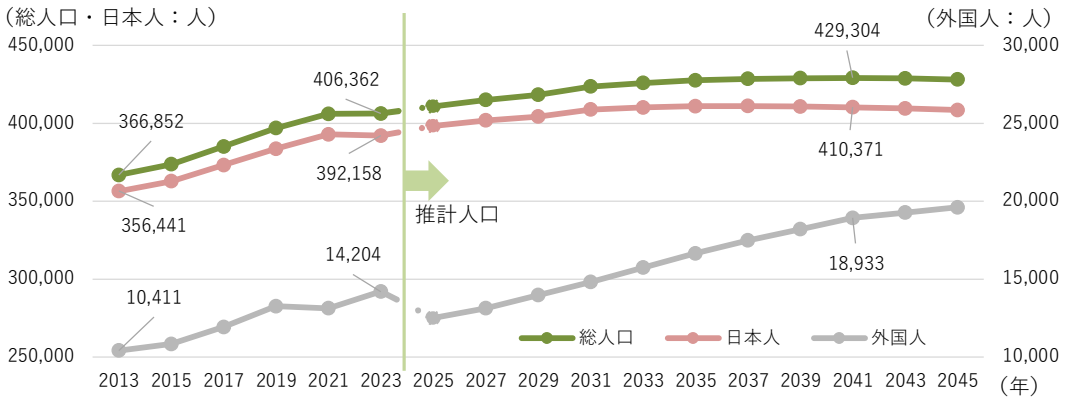

資料:2023(令和5)年までは住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)、2025(令和7)年以降は品川区総合実施計画により作成

※外国人人口について、推計と実績とでコロナ禍での減少幅に差があり、2025(令和7)年の推計値が 2023(令和5)年の実績値よりも小さくなっている。

2)年齢3区分別人口の推移

第 3 期地域福祉計画期間(2019(令和元)年度～2023(令和 5)年度)における年齢 3 区分別人口の推移は以下の通りです。2020(令和 2)年度以降、総人口・年齢 3 区分別の人口に大きな増減はありません。

年齢 3 区分別人口の推移

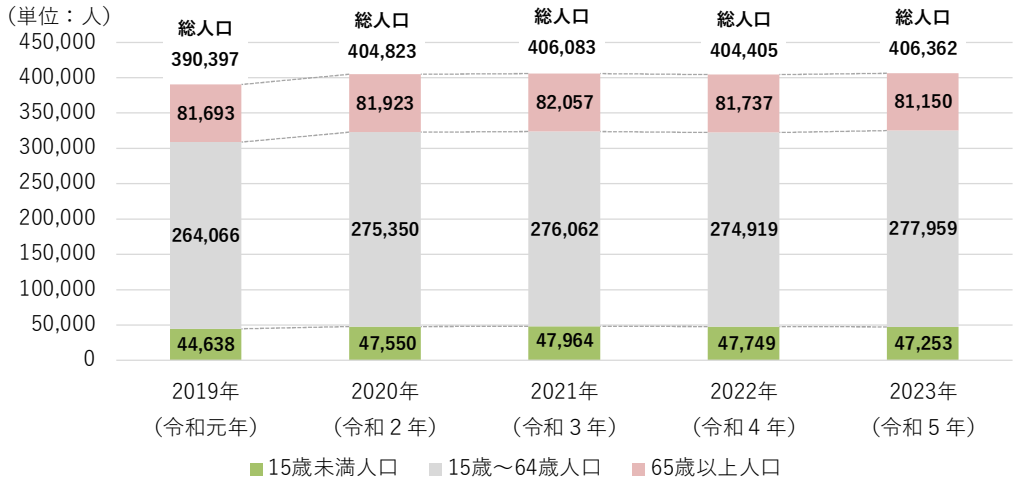

資料:住民基本台帳(各年4月 1 日現在)

※総数は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、日本人および外国人の総数である。

3）世帯数・世帯人員の推移

近年、区の世帯数の増加が続き、1 世帯当たりの世帯人員数はゆるやかに減少傾向にあります。

世帯数・世帯人員の推移

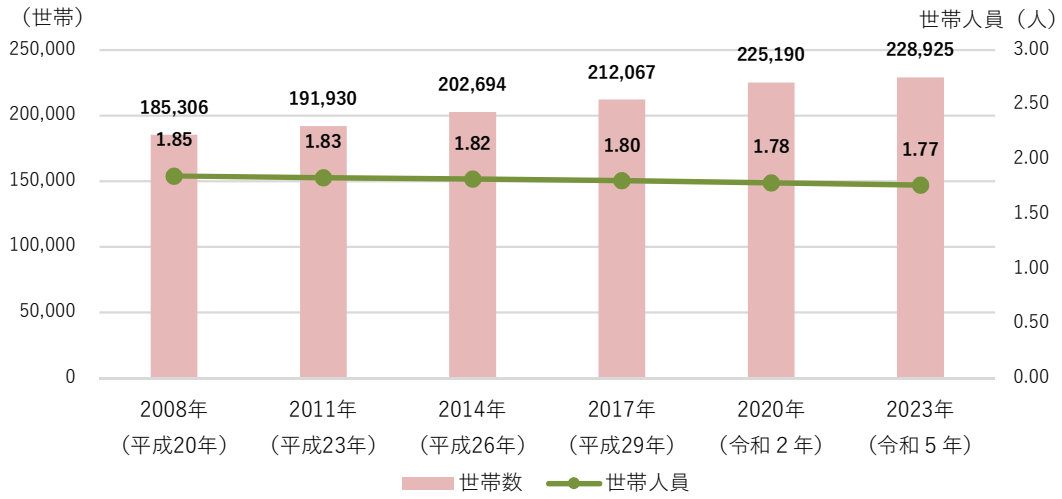

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

※世帯人員は、人口総数を世帯数で除したもの

4）外国人人口の国籍内訳

外国人の国籍（地域）は、中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピン、ネパール、台湾、米国、ベトナムの順に多くなっています。

外国人人口の国籍（地域）の内訳

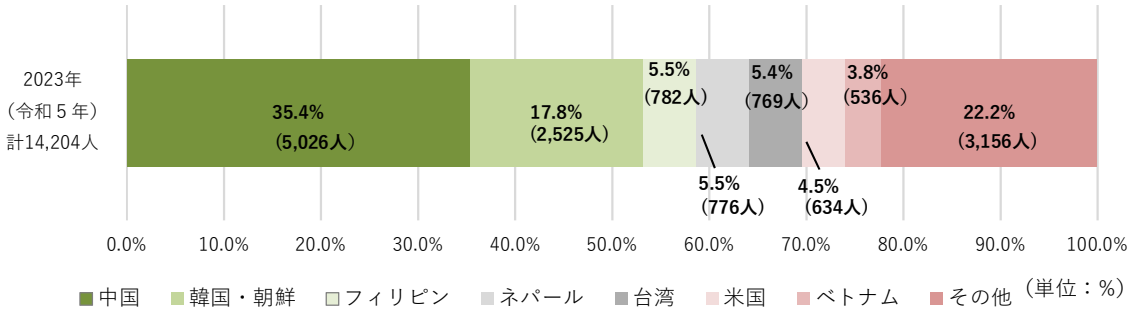

資料：住民基本台帳（2023（令和５）年４月１日現在）

5)総人口に対する高齢者数(高齢化率)の推計

総人口は、2025(令和 7)年度から 2035(令和 17)年度の 10 年間で約 1.7 万人の増加、高齢者人口(高齢化率)は、2025(令和 7)年度から 2035(令和 17)年度の 10 年間で約 1.5 万人の増加の推計となっており、2035(令和 17)年に向けて、高齢者を中心に総人口が増加する推計となっています。

総人口および高齢者推計(2025(令和 7)年～2035(令和 17)年)

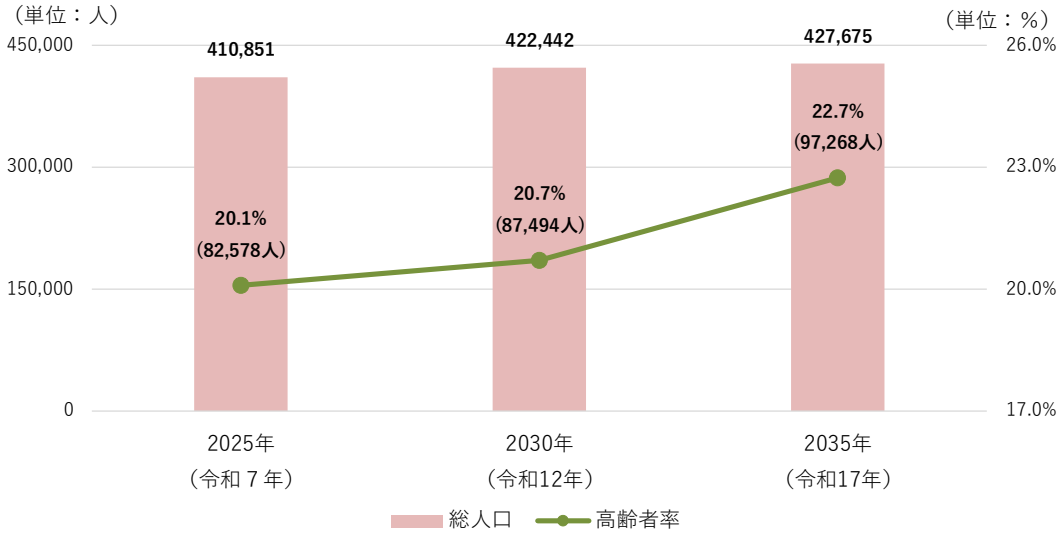

資料:品川区総合実施計画(2022(令和 4)年4月策定)

(参考)全国の総人口および高齢者推計(2025(令和 7)年～2035(令和 17)年)

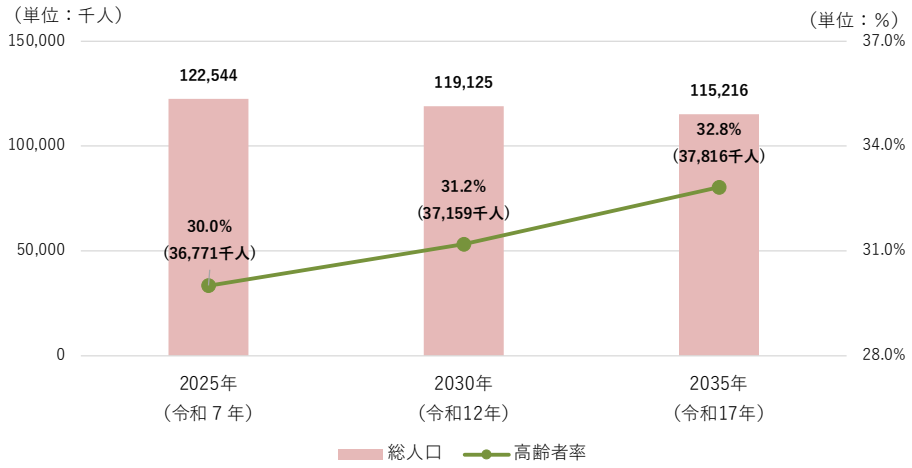

資料:「国立社会保障・人口問題研究所」推計

6）高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯のうちの単身世帯の割合が増える傾向にあり、夫婦のみ世帯の割合は横ばいで、同居世帯の割合は減る傾向にあります。

高齢者のいる世帯数の推移

	全世帯数	高齢者のいる世帯			
			単身世帯割合	夫婦のみ世帯割合	同居世帯割合
1995（平成7）年	149,466	34,921	27.6%	23.6%	48.9%
2000（平成12）年	157,986	41,329	33.5%	25.9%	40.6%
2005（平成17）年	178,825	45,604	34.4%	25.8%	39.8%
2010（平成22）年	196,132	50,924	38.1%	25.3%	36.7%
2015（平成27）年	212,374	56,514	39.9%	25.2%	34.9%
2020（令和2）年	237,641	56,489	41.2%	25.9%	32.8%

資料：総務省「国勢調査」

7）地区別の人口・高齢化率

区は人口増加により、高齢化率の上昇には歯止めがかかっていますが、八潮地区や荏原地区では他地区よりも高齢化が進んでいます。 また、高齢者人口に対して 19%程度の人が要介護や要支援の認定を受けて、介護サービスを利用しています。

＊高齢者人口とは…65 歳以上人口。

地区別の人口・高齢化率

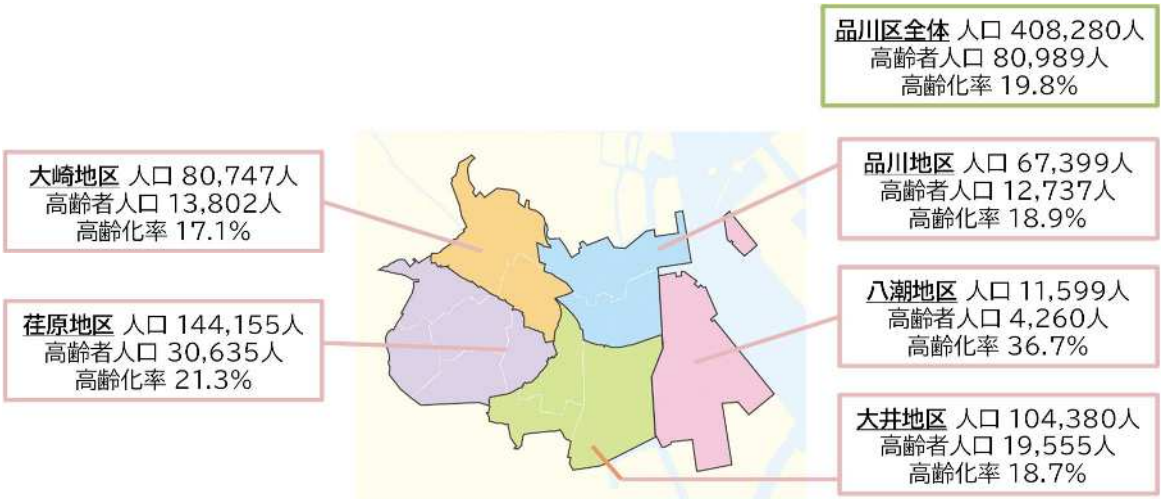

資料：住民基本台帳人口（2024（令和 6）年 1 月 1 日現在）

8)要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、2018(平成 30)年度の 15,335 人から 2022(令和 4)年度の 15,436 人とほぼ増減なしとなっていますが、要支援者数(要支援1、要支援2)は、2018(平成30)年度の 5,654 人から 2022(令和 4)年度の 6,279 人と増加傾向となっています。

要介護認定者数の推移

資料：品川区高齢者福祉課「介護保険制度の運営状況」

9)障害者数(手帳保有者)の推移

障害者数(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者)は、2018(平成30)年度の13, 847人から 2022(令和 4)年度の 15,269 人と約 1,500 人の増加となっています。

特に、精神障害者保健福祉手帳の保有者は、2018(平成 30)年度からの 1,578 人増加しており、自立支援医療(精神通院医療)の申請件数についても、2018(平成 30)年度の 5, 224 人から 2022(令和 4)年度の 6,980 人と 1,756 人増加しています。

各種手帳保有者の推移

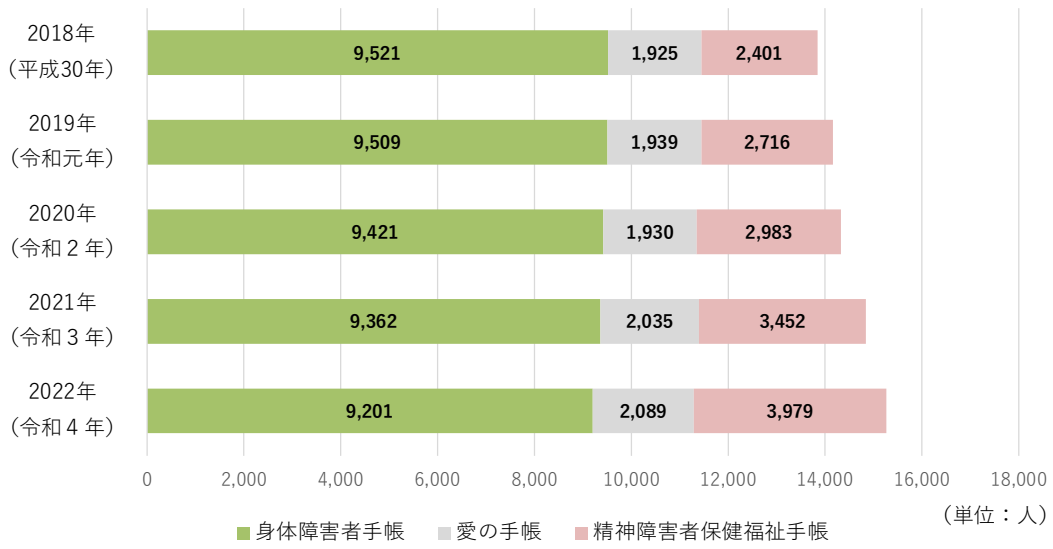

資料:(身体障害者、愛の手帳)令和 5 年度福祉部事務事業概要、(精神障害者保健福祉手帳)健康推進部事務事業概要

※精神障害者保健福祉手帳は、有効期限が 2 年であるため当該年度と前年度の認定者数の合計としている。

10)出生率の推移

区の合計特殊出生率は、2015(平成27)年頃までは上昇傾向にありましたが、近年は緩やかに下降しています。

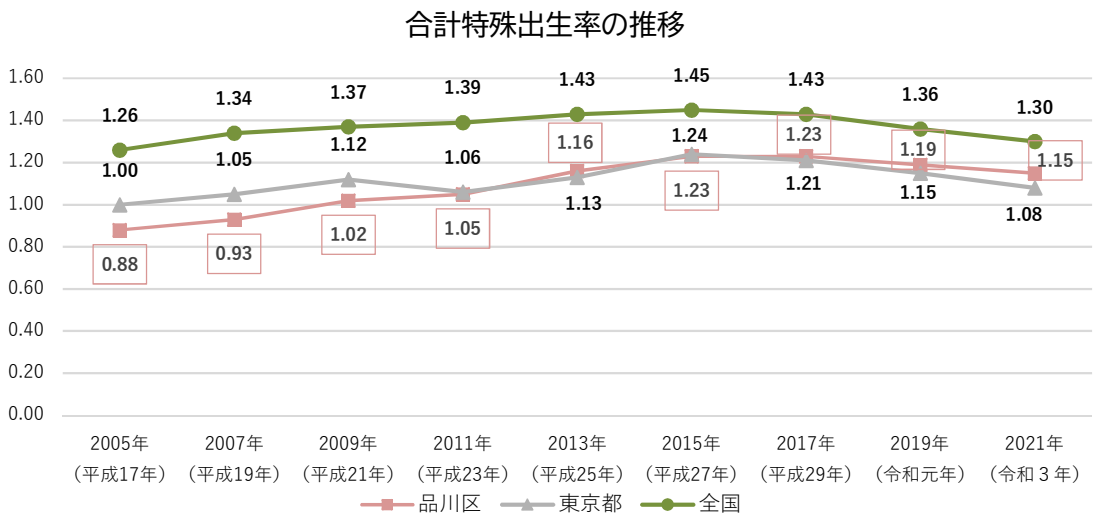

資料:東京都人口動態統計年報

11)要保護世帯等の推移

被保護世帯数、被保護人員数ともに、2018(平成 30)年度から減少傾向が続いています。

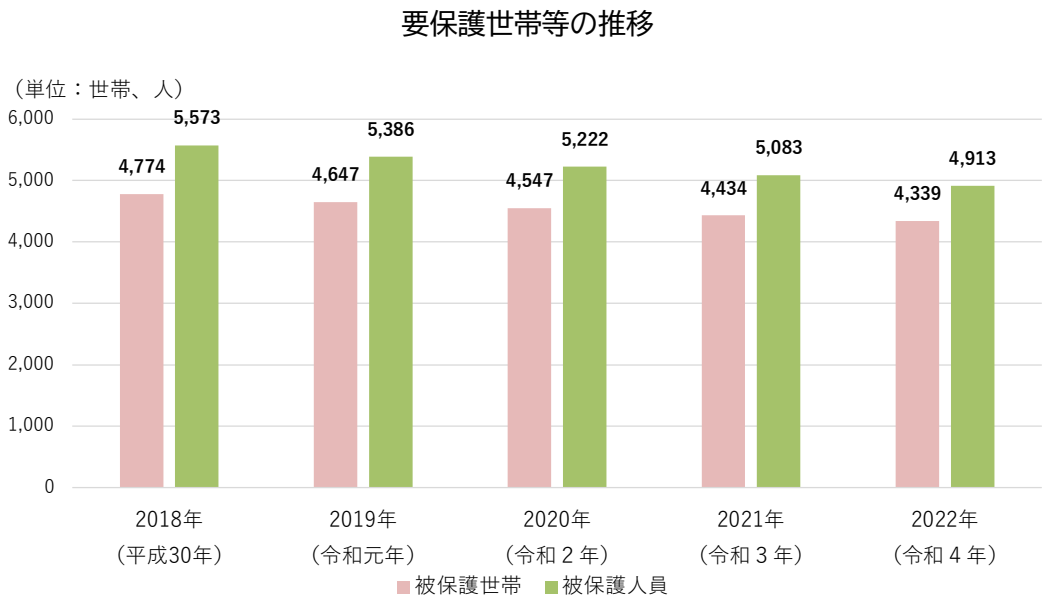

資料:令和 5 年度福祉部事務事業概要

12)生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2020(令和 2)年に相談件数が急増しています。

相談件数の推移

	2015 (平成27)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
■総相談件数	2,422	4,766	15,430	13,171	8,429
・来所件数	1,225	2,177	3,473	3,903	2,655
・電話件数	1,048	2,440	11,760	9,118	5,706
・巡回件数	149	149	197	150	68

資料:令和5年度福祉部事務事業概要

※巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と品川単独による巡回延べ件数の合算である

2. アンケート調査結果からみえる現状

(1)区民アンケート調査

品川区在住の 18 歳から 79 歳の区民を対象に 5,000 人を抽出し、郵送によるアンケート調査を実施し、1,910 人(有効回収率 38.2%)の回答を得ました。

アンケート調査の概要

■ 調査対象者	18 歳～79 歳の品川区民
■ 調査数	5,000 人
■ 抽出方法	無作為抽出
■ 調査方法	郵送調査(郵送配布、郵送回収および Web 回答)
■ 調査時期	2022(令和 4)年 9 月1日～9月 30 日
■ 有効回収数	1,910 人(紙:1,488 人、Web:422 人)
■ 有効回収率	38.2%

1 人や地域との交流、関わり方

(1)他者との交流の頻度

他者との交流頻度では、64 歳までは「週4～5回以上」が 70%以上ですが、65 歳以上を境に減少する傾向が見られました。

他者との交流の頻度(年齢区分別)

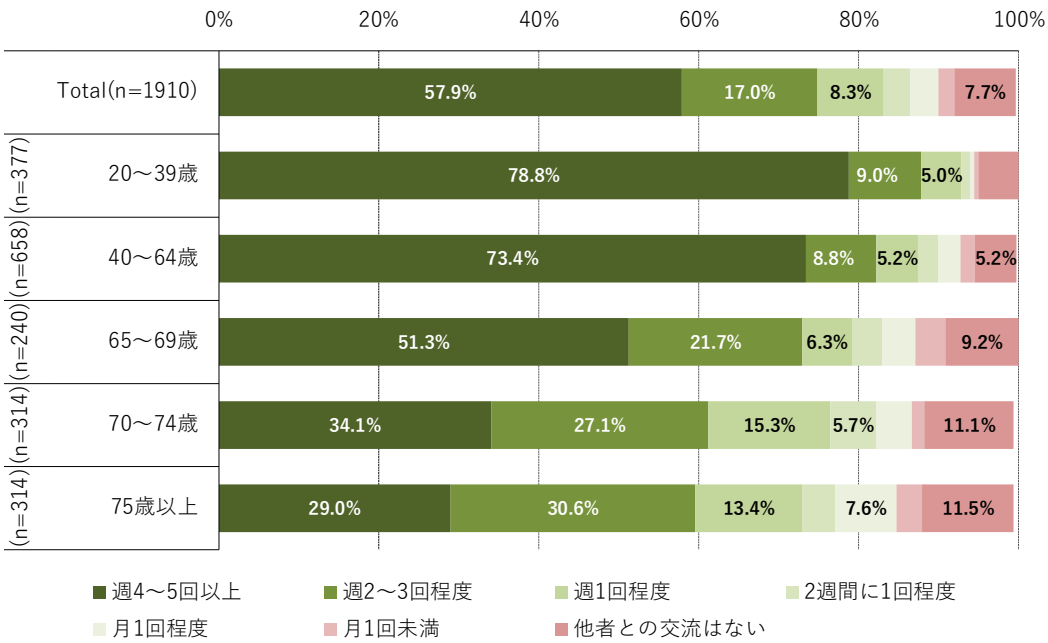

※5.0%未満の回答、無回答を非表示

また、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、「以前よりも交流は少なくなった」とした区民が 53.4%と、他者との交流頻度が減少している傾向が見えてきました。

他者との交流の頻度（新型コロナウイルス感染症の流行以前との比較）

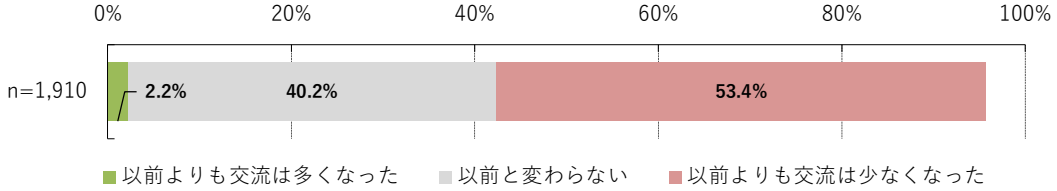

※その他、無回答を非表示

（2）ご近所との関係性

ご近所との関係では、「会えば立ち話や情報交換などができる程度」の割合は、現在では 22.8%でしたが、望ましいご近所との関係を聞くと、43.4%と 20 ポイント以上増加しており、地域の中で身近な交流をより積極的に行いたいという傾向が見られました。

ご近所との関係性（現在の関係と望ましい関係の比較）

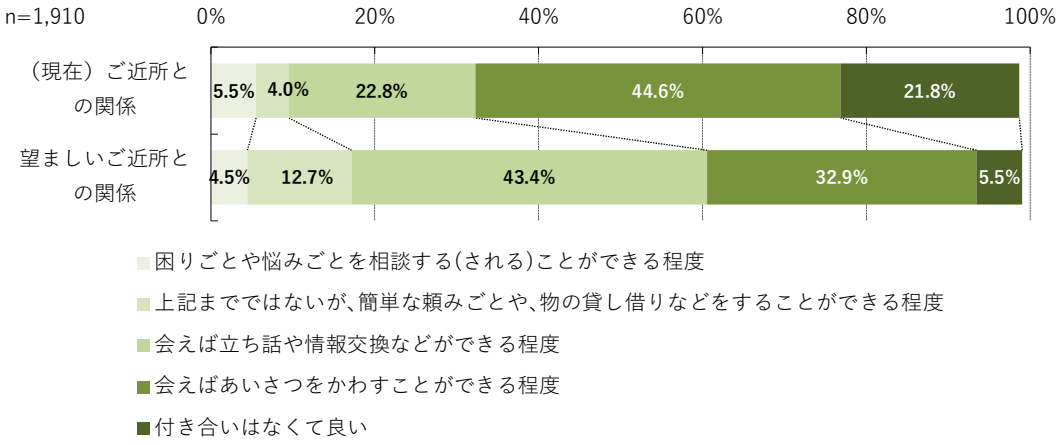

※その他、無回答を非表示

2 孤独・孤立の状況

(1)孤独の状況

孤独について、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した区民が約25%でした。特に、「20～29 歳」の若年層で孤独があると回答した割合が約 50%と、他の年齢区分と比べ、割合が高い傾向が見られました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、特に「20～29 歳」の若年層、「ひとり暮らし世帯」で、「以前よりも孤独を感じるようになった」と回答した区民の割合が高くなっていました。

孤独の状況(年齢区分別)

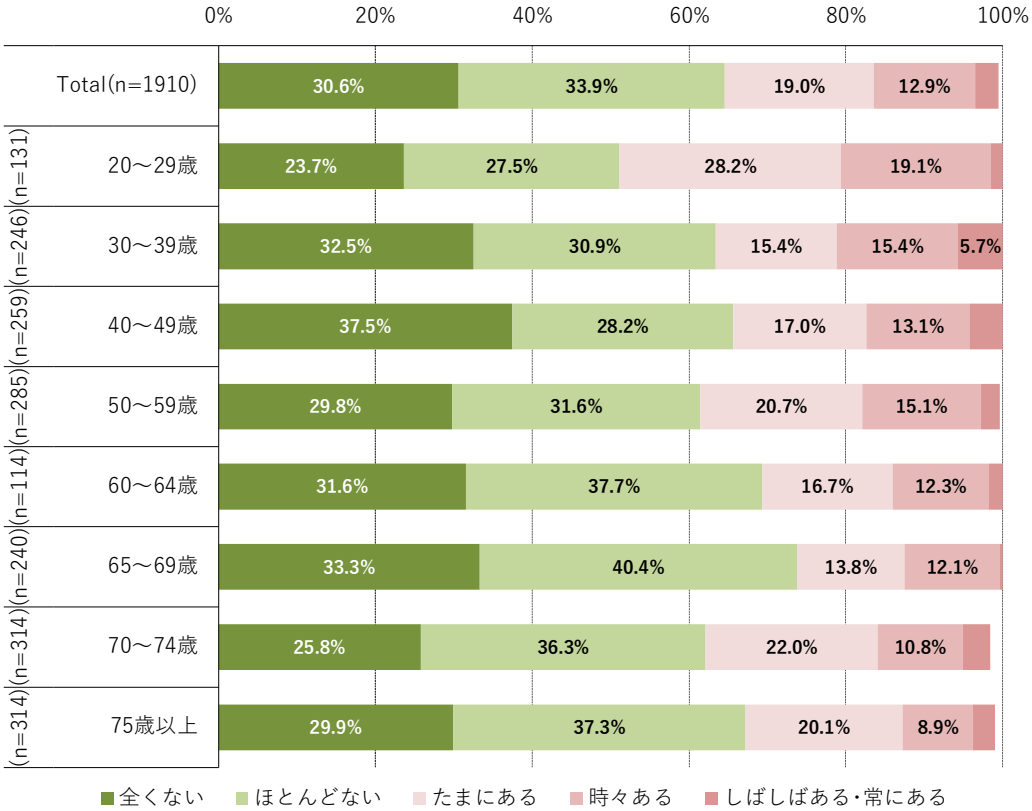

※5.0%未満の回答、その他、無回答を非表示

孤独の状況(新型コロナウイルス感染症の流行以前との比較)

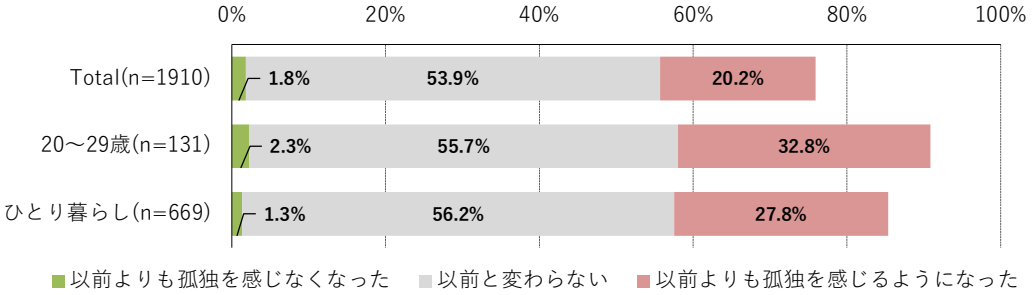

※その他、無回答を非表示

（2）孤独を感じている人の状況

孤独を感じている人（時々ある／しばしばある・常にある）の傾向として、自身での解決が難しい日常的な課題が「ある」と回答した区民の割合が高くなる傾向が見られました。

地域とのつながりが希薄になる中でも、誰かに・どこかにつながりやすい地域の在り方や、潜在化しやすい地域の中で、孤立化し課題を抱えた方へのアプローチの方策など、多層的なしくみの必要性が明らかとなりました。

日常生活での解決困難な課題の有無（孤独感の状況別）

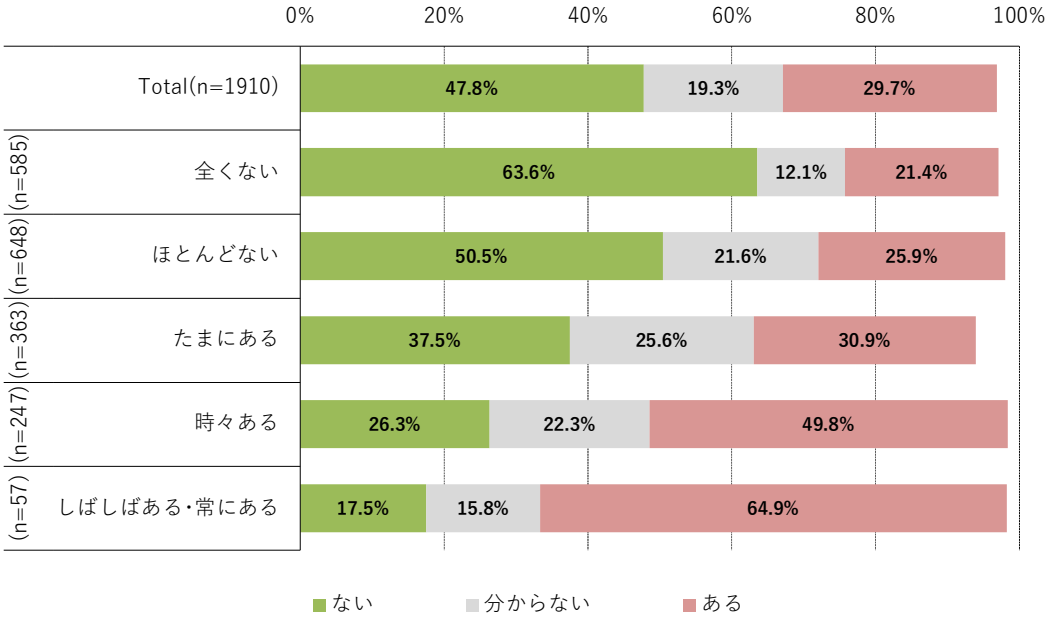

※5.0%未満の回答、答えたくない、その他、無回答を非表示

日常生活での解決困難な課題に対する「相談先がない」の割合（孤独感の状況別）

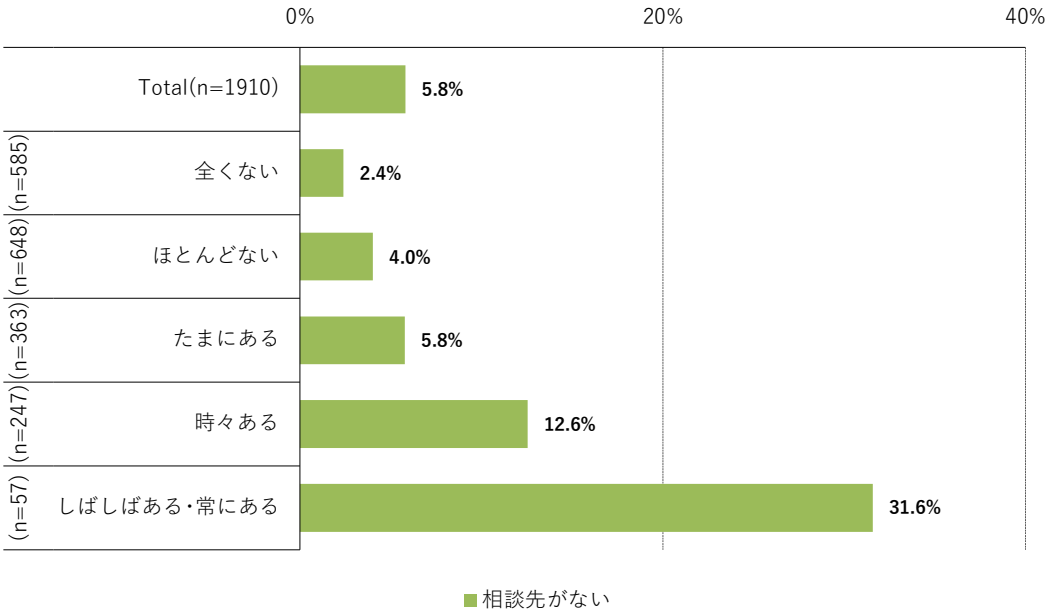

3 地域活動への参加状況

(1)地域活動やボランティア活動への参加状況の変化

前回調査(2018(平成 30)年度)と比べ、いずれの地域活動やボランティア活動においても、「参加したことはない」の割合が高くなっていました(※比較可能な項目のみ)。

「参加したことはない」の割合は、若年齢層だけでなく、「65 歳以上」でも高くなっており、年齢によらず、活動に参加する割合が減少している傾向が見られました。

地域活動やボランティア活動への参加状況(前回調査との比較)

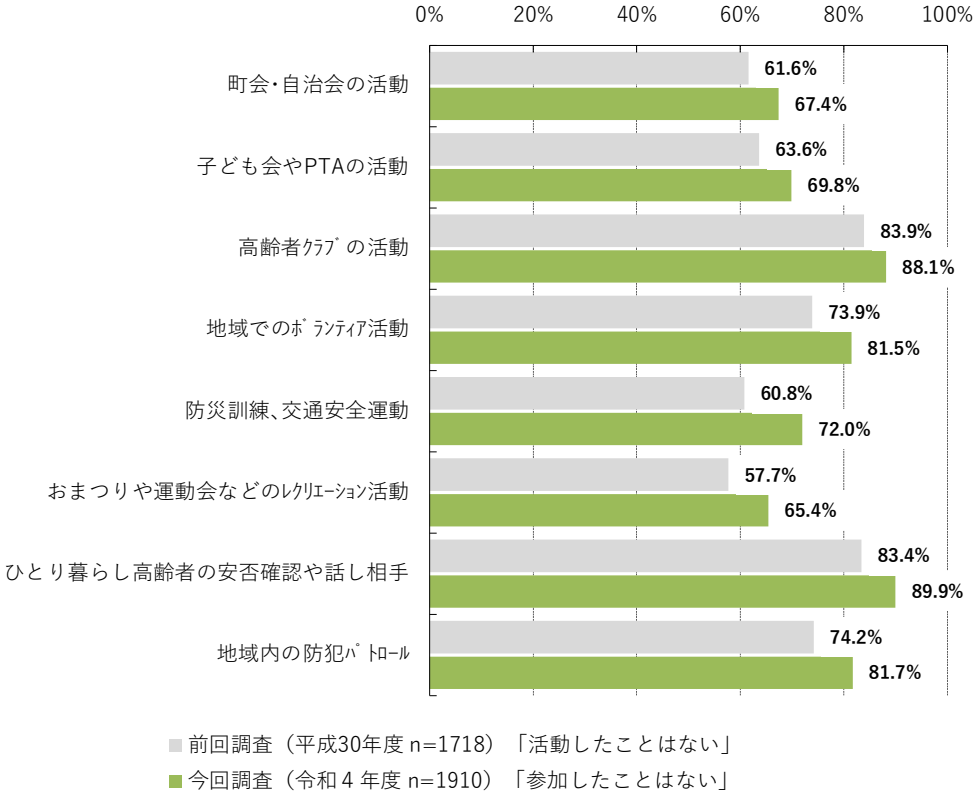

町会・自治会への参加状況(前回調査との比較)

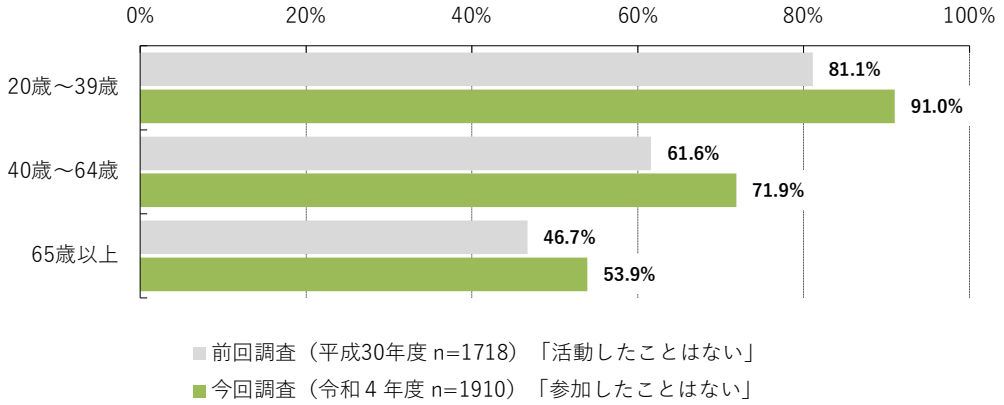

（2）専門職アンケート調査

以下の専門職および地域の相談員 123 人を対象に WEB によるアンケート調査を実施し、114 人（有効回収率 92.7%）の回答を得ました。

アンケート調査の対象・対象数と回収数（回収率）

分野	所属	調査数	回収数
高齢	在宅介護支援センター　職員	21	21
	支え愛・ほっとステーション　職員	17	17
	支え愛・ほっとステーション　地域支援員	13	12
	民生委員	14	14
障害	地域拠点相談支援センター職員	10	8
子ども	主任児童委員	24	18
	児童センター職員	13	13
	子ども若者応援フリースペース職員	1	1
	エールしながわ職員	1	1
生活困窮	暮らし・しごと応援センター職員	9	9
	計	123	114
	有効回収率		92.7%

1　複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の状況

（1）複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向（ここ 5 年）

複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の、ここ5年の動向（変化）では、「増えてきている」と回答した割合が 71.1%、特に「専門職」の回答では、「増えてきている」の割合が 82.9% と 8 割以上となっていました（「減ってきている」はいずれも 0.0%）

複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向（ここ 5 年）

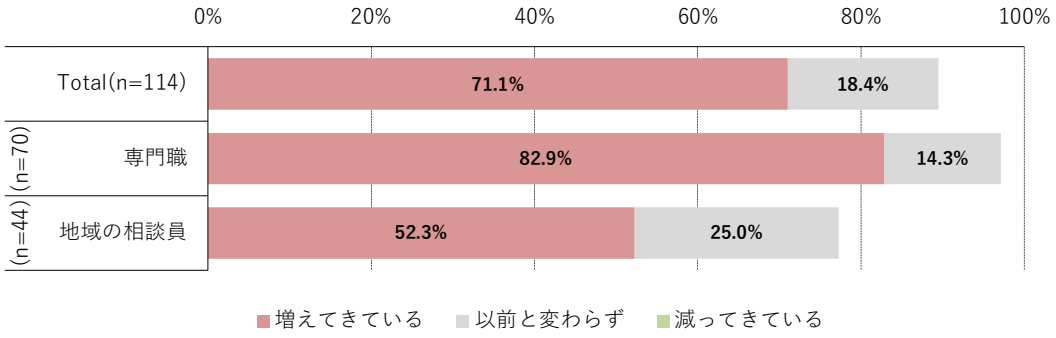

※分からない、無回答を非表示

(2)増えてきていると感じる課題内容

「高齢・介護に関すること」と回答した割合が 70.4%、「生活困窮に関すること」が 54.3%、「孤立・孤独」が 51.9%でした。

複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の動向(ここ 5 年)

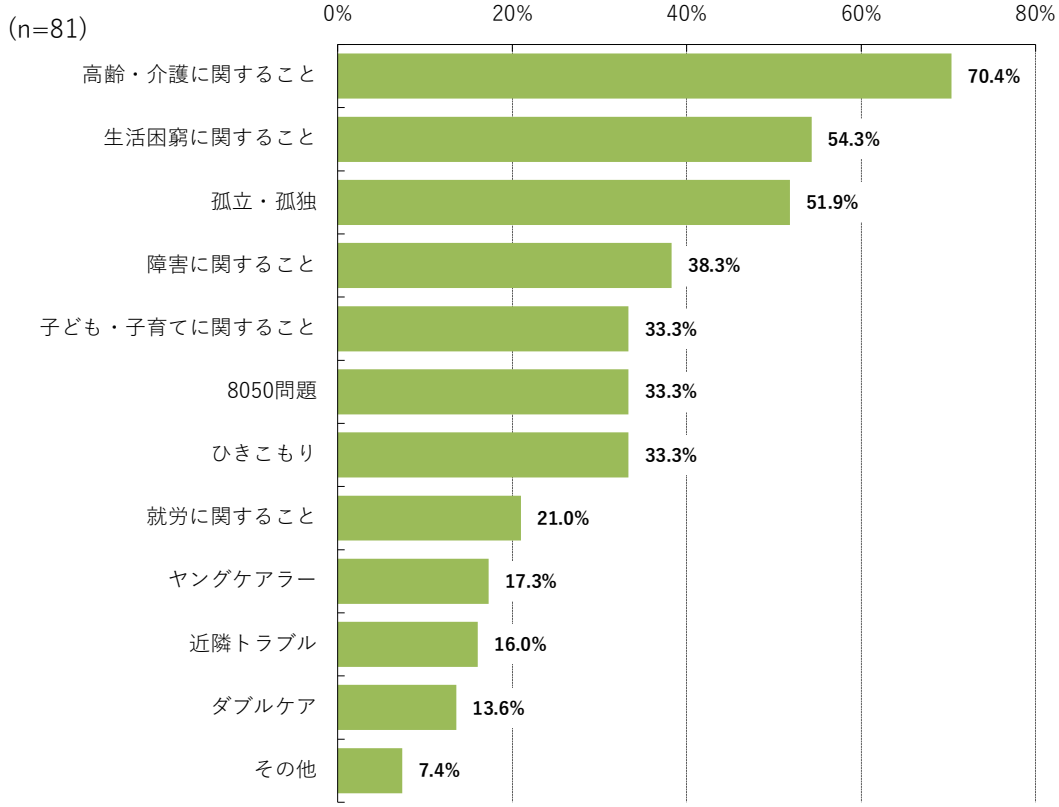

2 支援や対応の難しさや負担の状況

(1)支援や対応を行う際の難しさや負担

支援や対応を行う際の難しさや負担の有無では、難しさや負担を感じる場合が「ある」とした割合が 79.1%と約 8 割を占めていました。

特に、「専門職」の割合が 94.3%と高く、内容を見ると、「家族等との関係性の構築」が59.1%と最も割合が高く、支援に向けて、本人だけでなく家族への対応等に難しさや負担を感じていることが明らかとなりました。また、「自身の業務として対応すべきかどうかの判断」の割合も 56.1%と高く(第 2 位)、組織としての対応や他機関等との円滑な連携など、支援者を支援する方策の必要性が明らかとなりました。

支援や対応を行う際の難しさや負担の有無

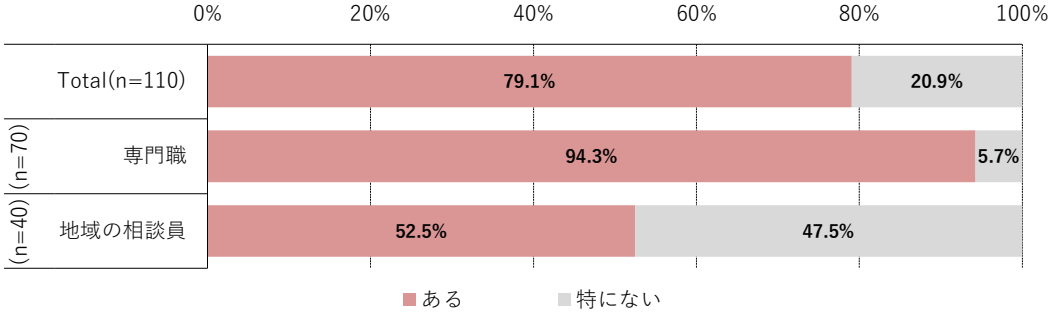

支援や対応を行う際の難しさや負担の内容(専門職)

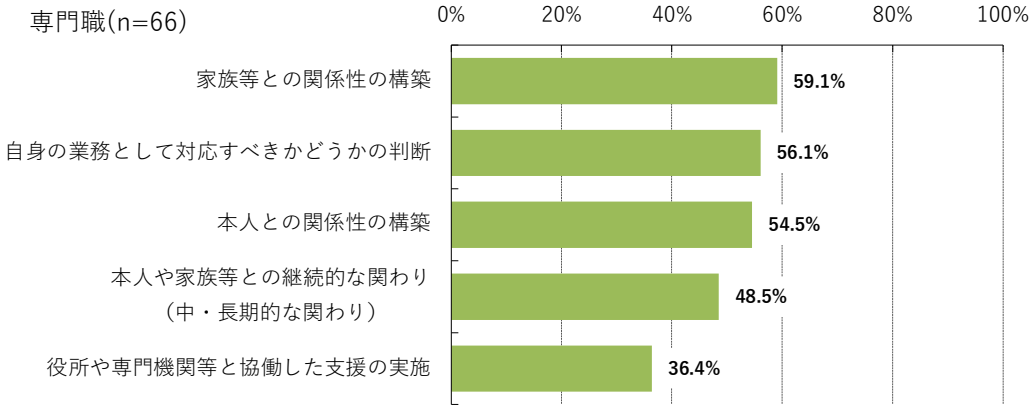

3 連携を深めていきたい部署や機関、地域との接続の状況

(1)連携を深めていきたい部署や機関等

連携を深めていきたい部署や機関等が「ある」と回答した割合は 85.5%でした。

連携を深めていきたい部署や機関等は、「役所の生活福祉担当課」、「役所の高齢担当課」、「保健センター」が 5 割を超えていました。複合的な課題を抱えた世帯等への支援に向けて、垣根を超えた連携の強化の必要性があらためて明らかとなりました。

連携を深めていきたい部署や機関等の有無

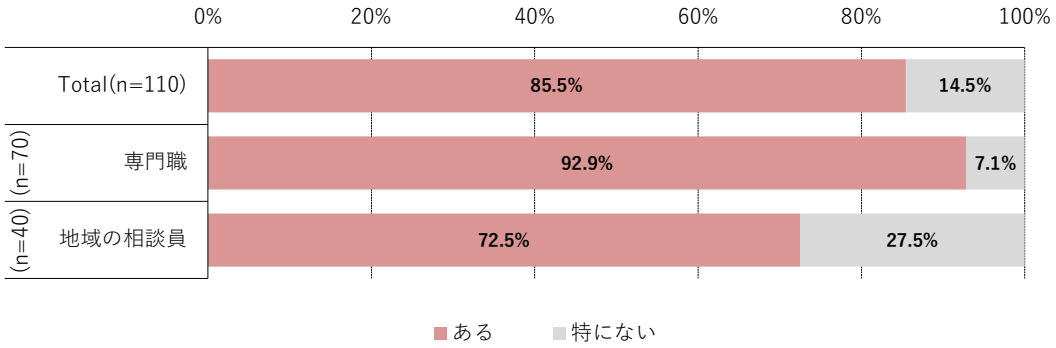

連携を深めていきたい部署や機関等

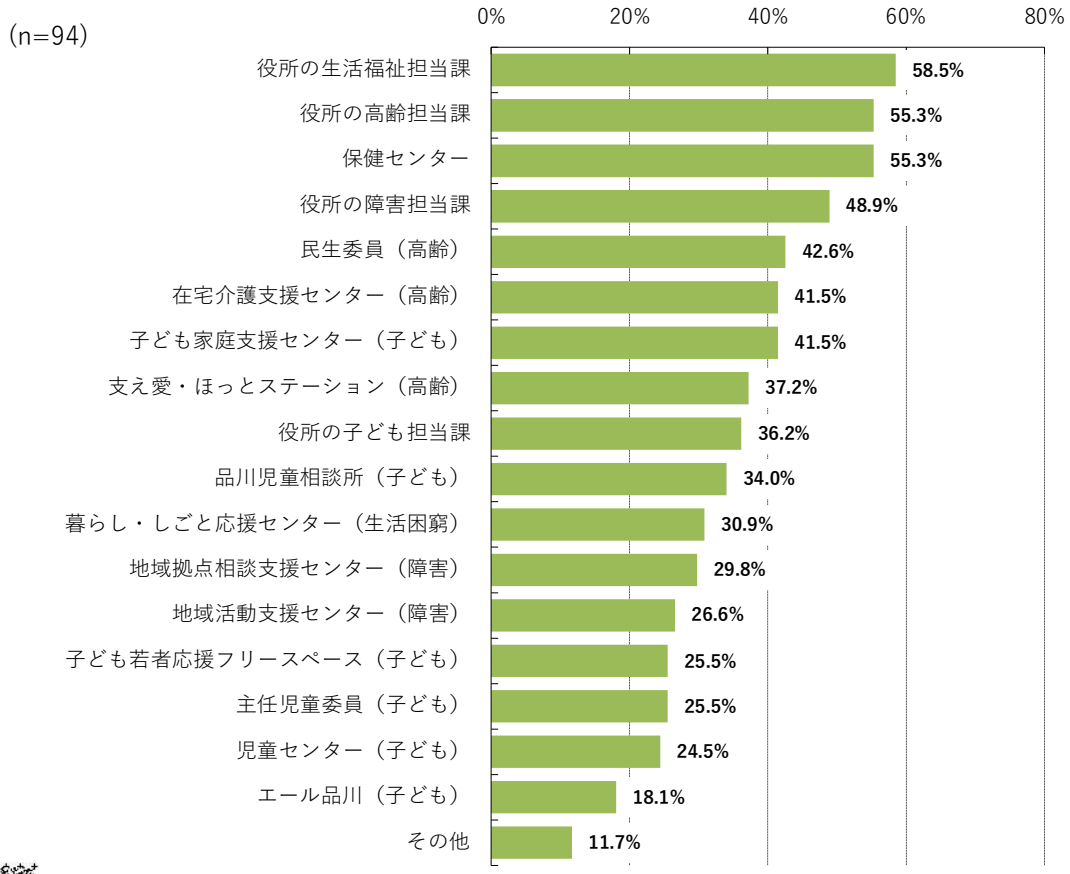

資料編②

（計画策定の検討経過、策定委員会等）

1. 計画策定の検討経過

	主な取り組み	庁内検討ほか
2022 （令和4）年度	・区民アンケート調査 ・専門職アンケート調査	
2023 （令和5）年度 4月		
5月		■ 第１回庁内検討会 （5 月 15 日）
6月	■ 第１回策定委員会 （6 月 2 日）	
7月	■ 第２回策定委員会 （7 月 28 日）	■ 第２回庁内検討会 （7 月 7 日）
8月		
9月	■ 第３回策定委員会 （9 月 29 日）	■ 第３回庁内検討会 （9 月 6 日）
10月		■ 第４回庁内検討会 （10 月 31 日）
11月		
12月	■ 第４回策定委員会 （12 月 22 日）	
1月		議会への中間案報告 （1 月 22 日）
2月	パブリックコメント （2 月1日～2月22日）	
3月	■ 第５回策定委員会 （3 月 22 日）	

2. 品川区地域福祉計画策定委員会　委員名簿

分類	役職	氏名
学識経験者	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科　教授	菱沼　幹男
福祉・医療関係団体	品川区社会福祉協議会　副会長	島崎　妙子
	品川区社会福祉協議会　事務局長	榎本　圭介
	品川区民生委員協議会　会長	田尻　成樹
	品川区民生委員協議会　主任児童委員部会会長	川角　百合子
	品川区障害者七団体協議会　会長	庄田　洋
	品川区薬剤師会　会長	加藤　肇
	社会福祉法人福栄会　理事長	西村　信一
	NPO法人アーテム　理事長	志子田　悦郎
	NPO法人品川ケア協議会　理事長	渡邉　義弘
	NPO法人ふれあいの家　おばちゃんち　代表理事	幾島　博子
	品川区社会福祉協議会ボランティア運営委員会　委員長	大迫　正晴
地域関係団体	品川区区政協力委員会協議会　会長	金子　正秀
	品川区高齢者クラブ連合会　会長	加藤　善弘
	品川区青少年対策地区委員会連合会　会長	市川　信之助
	品川区商店街連合会　理事	浅海　直一
区内企業代表	㈲それいゆ　代表取締役・サービス管理責任者	栗田　恵子
	㈱ケアメイト　代表取締役	板井　佑介
区民代表	公募区民	岸　弥生
	公募区民	長山　邦夫

3. 品川区地域福祉計画庁内検討会　委員名簿

部	役職	氏名
企画部	政策推進担当課長	吉岡　孝樹
地域振興部	地域活動課長	宮澤　俊太
子ども未来部	子ども育成課長	藤村　信介
	子ども家庭支援センター長	染谷　洋紀
品川区保健所	荏原保健センター所長	榎本　芳美
福祉部	福祉部長	今井　裕美
	福祉計画課長	東野　俊幸
	障害者施策推進課長	川崎　由布子
	障害者支援課長	松山　香里
	高齢者福祉課長	菅野　令子
	高齢者地域支援課長	川原　由香乃
	生活福祉課長	豊嶋　俊介
社会福祉協議会	事務局次長	三ッ橋　悦子

4. 地域福祉に関連する法令等

年	関連する法令の制定等*	区の計画
1994(平成6)年	● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称「ハートビル法」)	
1997(平成9)年	● 介護保険法	● 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画策定
2000(平成12)年	● 社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) ● 児童虐待の防止等に関する法律 ● 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称「交通バリアフリー法」)	
2001(平成13)年	● 高齢者の居住の安定確保に関する法律 ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
2003(平成15)年	● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の改正法施行	● 第１期品川区地域福祉計画策定
2004(平成16)年	● 発達障害者支援法	
2005(平成17)年	● 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法) ● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
2006(平成18)年	● 障害者の権利に関する条約(日本は 2007(平成 19)年に署名、2013(平成 25)年批准) ● 「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)	
2007(平成19)年		● 都南病院跡地周辺地区やさしいまちづくりプラン策定
2008(平成20)年		● 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画策定
2011(平成23)年	● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ● 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正	● 第２期品川区地域福祉計画策定
2012(平成24)年	● 子ども・子育て支援法 ● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	
2013(平成25)年	● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ● 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ● 生活困窮者自立支援法	
2015(平成27)年		● 品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定
2016(平成28)年	● 成年後見制度利用促進基本計画	
2017(平成29)年	● 社会福祉法改正	● 品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画策定
2018(平成30)年	● 改正社会福祉法施行	
2019(平成31)年		● 第３期品川区地域福祉計画策定
2020(令和2)年	● 改正社会福祉法	
2021(令和3)年	● 改正社会福祉法施行	● 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定
2024(令和6)年	● 孤独・孤立対策推進法施行	● 第4期品川区地域福祉計画策定

※法令は制定年を原則表記(施行の場合は施行と表記)

第４期品川区地域福祉計画

発行年月：2024（令和６）年４ 月
発　　行：品川区福祉部福祉計画課
〒140-8715 品川区広町２－１－36
電話 03－5742－6914（直通）
FAX 03－5742－6797